

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月28日

【事業年度】 第13期(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役IR室長 中野 誠二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役IR室長 中野 誠二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月
売上高 (千円)	2,216,375	2,365,263	2,953,315	5,664,942	15,209,816
経常利益 (千円)	27,577	53,644	131,383	951,149	2,819,671
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	60,716	93,909	209,587	549,989	1,622,501
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	583,250	583,250	583,250	583,850	902,180
発行済株式総数 (株)	15,595	15,595	15,595	4,680,900	26,050,000
純資産額 (千円)	450,484	544,394	753,981	1,305,170	2,976,427
総資産額 (千円)	1,057,115	1,347,416	1,506,899	2,519,166	5,391,275
1株当たり純資産額 (円)	19.26	23.27	32.23	55.77	119.36
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	2.60	4.01	8.96	23.51	63.78
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)					59.11
自己資本比率 (%)	42.6	40.4	50.0	51.8	55.2
自己資本利益率 (%)		18.9	32.3	53.4	75.8
株価収益率 (倍)					7.64
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		331,274	85,596	471,295	2,260,471
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		2,350	159,188	84,946	1,087,317
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		104,637	71,698	89,920	32,260
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)		741,216	424,889	721,316	1,862,209
従業員数 (人)	128	140	167	231	397
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(13)	(18)	(60)	(107)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第9期から第12期は関連会社がないため、第13期は関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。
4. 第9期から第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 当社株式は、平成23年9月27日をもって、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、第13期の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第13期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 当社は、平成23年4月21日付で、1株を300株として株式分割を、また、平成24年2月1日付で、1株を5株として株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 第9期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 第9期から第12期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
9. 第9期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。
11. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期から第12期の財務諸表については優成監査法人の、第13期の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第9期については当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、平成12年1月に株式会社サイバードの研究・開発部門として、ケイ・ラボラトリーを発足し、その後、平成12年8月に株式会社ケイ・ラボラトリーを設立し、携帯電話向けプログラムの開発を行ってまいりました。

設立以後の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成12年1月	株式会社サイバードの研究・開発部門として、ケイ・ラボラトリーを発足
平成12年8月	株式会社サイバードを親会社として株式会社ケイ・ラボラトリー設立
平成13年5月	BREWアプリケーション「KIM on BREW」を米国で発表
平成13年9月	GSM方式の携帯電話端末にJavaアプリケーションの提供を開始
平成14年4月	九州工業大学の学生で構成される「九州飯塚ラボ(現、福岡事業所)」、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの学生で構成される「SFC前ラボ(現在は廃止)」を設置 慶應義塾大学SFC研究所と共同研究契約を締結
平成15年8月	大阪府大阪市に西日本支社(現、大阪事業所)を設置
平成16年11月	商号をKLab株式会社に変更 株式会社サイバードが保有する当社全株式を株式会社USENに譲渡し、株式会社USENの連結子会社となる
平成17年10月	セキュリティソリューション部門を分社化し、KLabセキュリティ株式会社を設立
平成17年12月	携帯電話向けeメール高速配信サービス「アクセルメール」を販売開始
平成18年9月	KLabセキュリティ株式会社を解散、セキュリティソリューション事業を当社に移管
平成19年2月	株式会社USENがSBIホールディングス株式会社等に当社株式を譲渡し、株式会社USENの連結子会社ではなくなる
平成21年11月	ソーシャルアプリ向け高負荷サーバ・ホスティングサービス「DSAS Hosting for Social」の提供を開始
平成21年12月	ソーシャルアプリ提供を目的として、KLabGames(100%子会社)株式会社を設立し、ソーシャルゲーム「恋してキャバ嬢」サービス開始
平成22年8月	経営の効率化を目的としてKLabGames株式会社を吸収合併
平成23年9月	東京証券取引所マザーズ市場に当社株式を上場
平成23年12月	ベンチャー・インキュベーション事業を目的とした子会社KLab Ventures 株式会社を設立
平成24年2月	グローバル市場向けにアプリケーションのパブリッシングを行う子会社KLab Global Pte. Ltd. をシンガポールに設立
平成24年4月	アメリカ合衆国においてアプリケーションの企画およびマーケティングを行う子会社KLab America, Inc. を設立
平成24年4月	フィリピンにおいてアプリケーション開発事業を行うCYSCORPIONS INC. (現 KLab Cyscorpions Inc.) の株式を取得し子会社化
平成24年5月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更

3 【事業の内容】

当社は、ソーシャル事業、SI事業、クラウド&ライセンス事業を主たる業務としております。

当社の各事業の内容は以下のとおりであります。

(1) ソーシャル事業

ソーシャル事業は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、「SNS」という。)を通じてゲームなどのソーシャルアプリケーション(以下、「ソーシャルアプリ」という。)をSNSのユーザーに提供しております。

ソーシャルアプリは、SNSのソーシャルグラフ(注1)を活用したWebアプリケーションであります。ソーシャルアプリの中で最も市場が大きいのがゲームであり、これは一般にソーシャルゲームと呼ばれております。

ソーシャルゲームはユーザーが気軽に利用することができ、今までゲームを利用しなかった層にまで浸透していることから市場が拡大しております。

また、平成24年よりApp StoreやGoogle Playを通じて、SNSを介さないスマートフォン向けゲームの提供を開始しており、当社ではこれらのゲームとソーシャルゲームを総称してモバイルオンラインゲームとしております。

当社が提供するモバイルオンラインゲームの内容

国内におけるモバイルオンラインゲームは、有料モバイルコンテンツの文化とSNSの融合により、多くのユーザーを抱えるにいたりました。当社はこれまでに受託開発や公式有料コンテンツ配信で蓄積したノウハウを基礎として、SNS提供事業者(以下、「SNSプラットフォーマー」という。)が提供するSNS(以下、「SNSプラットフォーム」という。)のオープン化と同時にソーシャルゲームの提供を開始しております。

当社のモバイルオンラインゲームの戦略

当社が提供するモバイルオンラインゲームの戦略は以下のとおりであります。

A. 継続的にヒットを生み出し続けるための取り組み

パッケージゲームは通常、発表される製品がヒットするかどうかは発売するまでは分かりませんが、開発コストをかけた結果としてヒットしなければ、大きな損失が発生することがあります。モバイルオンラインゲームはこれまでのパッケージゲームと比較して、サービス提供開始後に短期サイクルで改良を加えることができ、当社はヒットを生み出すために以下のような取り組みを行っております。

・データマイニング(注2)とデータ分析に基づく短期サイクルでのゲーム改良

当社は、ゲームを利用するユーザーの行動等のデータを日々蓄積し、分析を重ねております。分析する項目は数百に及び、これらのデータ分析の結果に基づいて、提供するゲームに短期サイクルで改良を加えております。これにより、ユーザーが日々、新しい機能やアイテムを利用することができ、継続的にゲームを利用して頂けるよう促しております。

・複数ゲームの提供と人材の積極採用による量産体制

当社は複数のゲームタイトルを提供しております。(「B. 複数のSNSプラットフォーム及び複数デバイスへのゲームの提供」、「C. 多種類のゲームカテゴリーとゲームシステム」参照)

これによりヒットの確率を高めると同時に、データ分析のために蓄積されたデータを利用し、さらにヒットの確率を高めるといった好循環を生んでいるものと考えております。

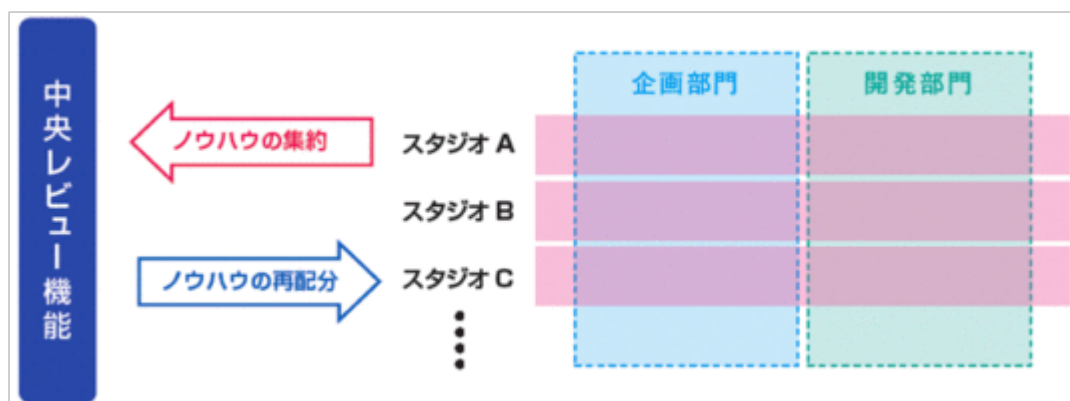
また、当社では、複数のゲームを同時に開発、運用するために積極的な人材採用を行っております。

・企画精度と品質を高めるための体制

一般的にゲーム開発会社は、組織制度としてスタジオ制を採用しており、プロデューサ、企画者、クリエイター、開発者は会社組織としてのスタジオに所属し、ゲーム開発を行っております。当社は、開発に際してはプロデューサ、企画者、クリエイター、開発者によりスタジオを構成しておりますが、会社組織としては、プロデューサ、企画者及びクリエイターは企画部門に、開発者は開発部門に所属しており、部門会議、人事評価は会社組織としての企画部門、開発部門ごとに行っております。

また、一般的にゲーム開発会社は、プロデューサが企画に関する決定権を持ちますが、当社では執行役員、取締役、代表取締役等から構成される会議体のレビューを得た上で、このレビューに合格しなければ、サービスインが出来ない仕組みとなっております。この仕組みを当社では「中央レビュー体制」と呼んでおり、スタジオごとのノウハウを吸い上げ、再配分することでノウハウの共有を図っております。また、個人の判断による企画精度のブレを防ぎ、企画精度の向上につなげております。

当社の企画部門、開発部門と中央レビュー機能の関係図は以下のとおりであります。



B．複数のSNSプラットフォーム及び複数デバイスへのゲームの提供

当社は、特定のSNSプラットフォームのみにゲームを提供するのではなく、複数のプラットフォームに提供しております。また、当初はプラットフォームのオープン化と同時にフィーチャーフォン（注3）に対してゲームの提供を開始し、その後、ニコニコアプリ、Yahoo!Mobage等、PC版のプラットフォーム向けにもゲームの提供を開始しております。

このように、当社のソーシャル事業は「マルチプラットフォーム及びマルチデバイス」の方針で展開しており、これは、将来的に広がりを見せることが想定されるスマートフォンなどのデバイスへの対応を事前に図ることにもつながっております。また、マルチプラットフォーム及びマルチデバイスの方針に基づく展開により、ソーシャル事業におけるノウハウの吸収が可能となり、特定のプラットフォーム及びデバイスへ展開することにより発生しうるリスクの分散にもつなげております。

C．多種類のゲームカテゴリとゲームシステム

当社は、多種類のゲームカテゴリの提供とゲームシステム（注4）の採用を、将来への投資と位置づけ、これにより、モバイルオンラインゲームに関するノウハウを確立してまいりました。

現在では、同じゲームシステムを活用して、テーマやインターフェースを替えることにより、安価・短期間による新タイトルの投入を進めております。

D．モバイルオンラインゲームの付加価値向上のためのタイアップ

当社は、提供するゲームの付加価値向上に向けた施策として、有名なマンガやコンソールゲームの世界観やキャラクターを活用した作品を提供しております。タイアップを通じて、ゲームの付加価値が向上することにより、既存ユーザーのサービス満足度を更に高めるとともに、新規ユーザーの加入を促すことにつなげております。

E．安定したサーバ環境の設置

当社は、大規模・高負荷サイトの運用を行う顧客のサイト運用向けに提供しているDSAS（注5）ソリューションを、当社のソーシャルゲーム運用にも活用しており、SNSユーザーからの大量なアクセスに耐えられ、かつ安定的にサービス提供が可能な環境を構築しております。

- 注1．ソーシャルグラフとは、Web上において人間がどのように関係しているかを総合的にまとめた関係図のことをいいます。
- 注2．データマイニングとは大量に蓄積されたデータを解析し、その項目間の相関関係やパターンなどを探し出す技術のことをいいます。
- 注3．フィーチャーフォンとは、携帯電話の端末のうち、通話機能を主体とし、その他にカメラやワンセグをはじめとする特徴的な機能を搭載している高機能な端末の通称であります。
- 注4．ゲームシステムとは、インターフェース、テーマなど個別のゲームの属性を除いた、本質的なゲームの仕組みのことです。
- 注5．DSASとは、携帯電話向けコンテンツサービスを提供する企業に対し、フロントエンドからバックエンドまでサポートする当社独自の大規模・高負荷分散システムソリューションであります。当社が提供する数多くのサイトで長年保守・運用され続けているシステムであり、堅牢かつ安定して動作しているものと考えております。

(2) SI事業

SI事業は、コンシューマ向けコンテンツの提供を行う顧客に対して、大規模システムのインテグレーションを行う事業であります。当社のSI事業は、音楽業界、電子出版業界、アミューズメント業界及び在京キー局等を中心にサービスの提供を行ってまいりました。

当社のSI事業は、継続的・安定的な収益が得られることができると考えられる取引先を中心としてサービスの提供を行ってまいりました。

なお、当社のSI事業の特徴は以下のとおりであります。

サイトの構築力

大量のアクセスが集中するサイトや、大規模・高負荷サイトの構築と運用の経験を有しております。

ワンストップのWebサービスの提供

インフラの構築及び提供、Webアプリケーションの開発からクリエイティブの制作までをワンストップで提供しております。

短期間で構築できる開発力

現在のWebサービス展開に必要な短期間で開発できるプロジェクトマネジメントの仕組みと開発人員を有しております。

マルチデバイス対応

PC、スマートフォン、フィーチャーフォンなどマルチデバイスに横断的に対応しております。特に、現在、フィーチャーフォンからスマートフォンへの利用者の移行の進行に対応して、当社の顧客のスマートフォン対応の動きが急速に進んでおり、スマートフォン関連の受託案件の割合が高まっております。

企画提案力

顧客の要件どおりに作るという受託開発だけではなく、顧客がユーザーに提供する具体的なサービスレベルにまで踏み込んだ企画提案力を有しております。

(3) クラウド&ライセンス事業

クラウド&ライセンス事業は、大規模・高負荷対応インフラ「DSAS」サービスの提供と当社で受託したシステム・コンテンツサイト・共同コンテンツサイトの運営を行う「ホスティングサービス」及び当社が培った技術やノウハウを製品化し、ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとして提供する「ライセンスサービス」から構成されております。

なお、当社のクラウド&ライセンス事業で提供するサービスは、以下のとおりであります。

ホスティングサービスの特徴とサービス内容

A．大規模・高負荷対応インフラ「DSAS」の提供

当社のホスティングサービスにおける特徴は、DSASを導入することによりシステムへの初期投資及びランニングコストを圧縮することが可能である点にあります。また、当社は様々なタイプの大規模・高負荷サイトを開発・運用してきた経験を通じて得られたノウハウから、ただ動くだけでなく安定して稼動するシステムを提供しております。DSASはトラフィックに応じて、即時にサーバの割り当て台数を調整することができ、サービスの成長に合わせてサーバを追加することが可能であることから、初期段階でインフラへの過剰投資を抑えつつ、急激なアクセス増加にも早急に対応することができるものと考えております。

B．ソーシャルアプリ専用カスタマイズされたインフラ「DSAS Hosting for Social」の提供

DSAS Hosting for Socialは、DSASのノウハウとソーシャルアプリ提供者としての実績に基づくノウハウを基にDSASをソーシャルアプリ専用カスタマイズし、提供するサービスです。本サービスの特徴は以下のとおりであります。

サーバホスティング	数百万人規模にも即座に対応するサーバホスティング
インフラ構築・運用サービス	ソーシャルアプリに最適化したサーバインフラを構築済みの状態で提供 アクセス状況やサーバ構成の変更に伴い随時最適化
運用ツールの提供	死活監視、モニタリング、ログ集計など安定・省力運用の為のツール群の提供
コンサルティング	高負荷対応アプリケーション開発のコンサルティング、ノウハウの提供

ライセンスサービスの特徴と主なライセンス製品

A．ライセンスサービスの特徴

当社では、モバイルサイトの運営に関わる問題点やセキュリティ上のトラブルなどを、保有する技術力と企画力で解決するソリューションプロバイダーとして、顧客のニーズに対応しております。当社では、継続率を高めるために、市場、顧客動向を調査、分析し、継続的に利用する必要性の高いと判断した分野に製品を投入しております。このような対応により、当社が提供する製品は高い継続率を維持できているものと考えております。また、当社製品は、大手ベンダーが狙いにくい携帯配信エンジン市場や個人情報検出市場等といったニッチ市場をターゲットに製品投入を行っております。

B．主なライセンス製品とその内容

．アクセルメール

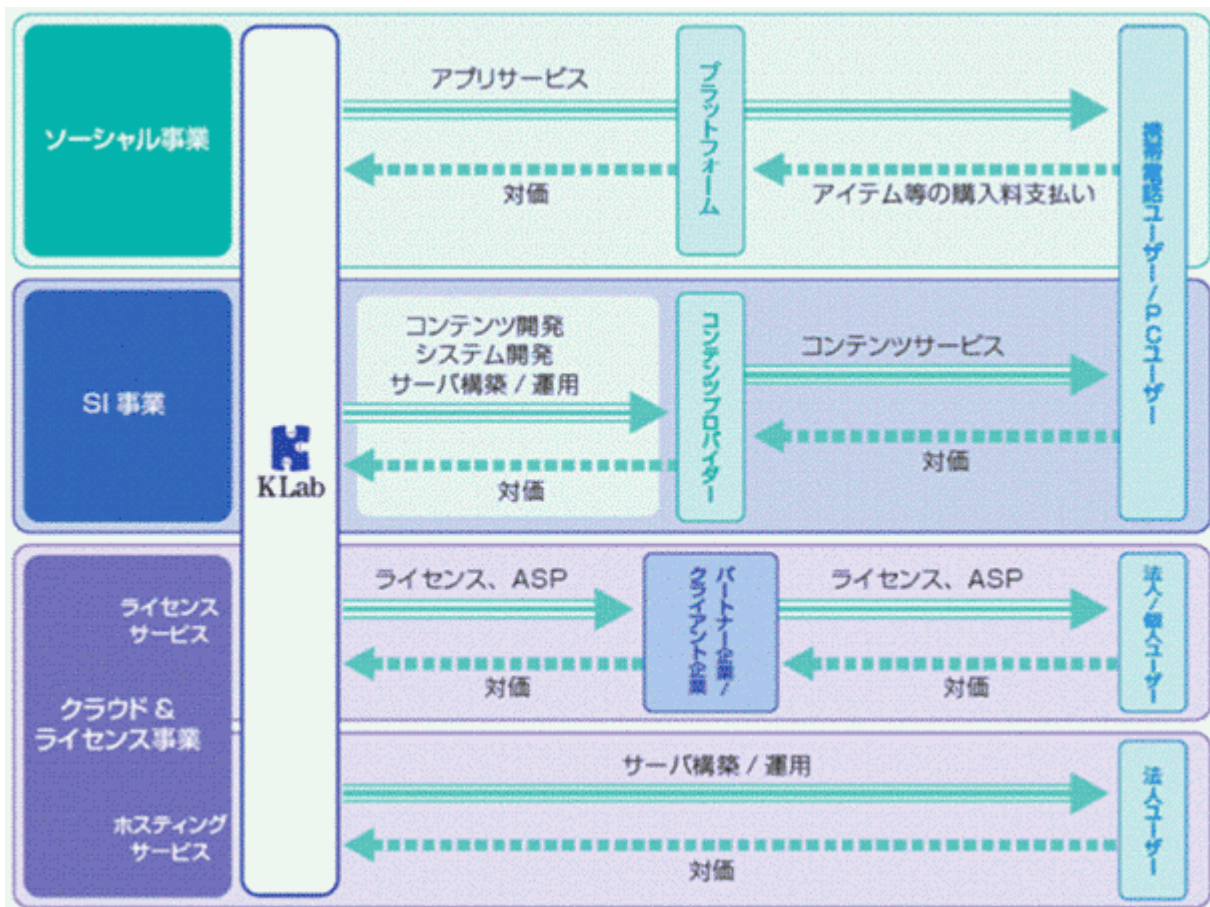
アクセルメールは、大量の携帯メールを高速配信する導入型のソフトウェアで、導入企業数7,000社、利用店舗数3万店舗にまで普及し、メール配信エンジン市場において業界シェアNo.1に認定されております。(株式会社ソースポッド調べ。)

・ P-Pointer

P-Pointerは、PC内に存在する、Excel、Word、PDF、メールソフト、名刺管理ソフト等、様々なアプリケーションのファイルに存在する住所や名前、メールアドレスなどの個人情報をスキャンし、これらの情報を含むと推定されるデータを洗い出すことができます。また、P-Pointerは既に150社以上の企業に対する導入実績があります。

P-Pointerは、情報・通信分野専門の市場調査機関の株式会社ミック経済研究所が調査・発行する「情報セキュリティソリューション市場の現状と将来展望2012 - 内部漏洩防止型ソリューション編」において、個人情報検出パッケージ市場の出荷金額調査において57.8%のシェアを獲得し、発売以来7年連続で市場シェアNo. 1 となりました。

当社の主要な事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は関係会社9社を有しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 従業員数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与

平成24年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
397(107)	30.5	2.1	5,017,861

セグメントの名称	従業員数(人)
ソーシャル事業	397(107)
SI事業	
クラウド&ライセンス事業	
その他	
合計	397(107)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。
3. 当社は、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、欧州債務危機や長引く円高の影響により減少した企業収益が、東日本大震災からの復興需要等を背景に緩やかに回復しつつあるものの、海外景気への下振れ懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

日本国内のインターネット利用環境においては、モバイルおよびPC共に拡大を続けており、平成23年12月時点でインターネット利用者数は9,610万人、そのうちブロードバンド利用者数は7,285万人に達しております（出所：総務省平成23年「通信利用動向調査」）。また、モバイルビジネスを取り巻く環境も、フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が急速に進んでおり、スマートフォン契約比率は、平成24年3月末の22.5%から平成25年3月末には37.7%に増加すると予測されております（出所：MM総研「スマートフォン市場規模の推移・予測（12年3月）」）。

ソーシャルアプリ市場は、スマートフォンやタブレット端末等の新たなプラットフォームの確立により、引き続き成長が見込まれ、中でも日本国内のソーシャルゲーム市場規模は平成24年度に3,429億円（前年度比1.3倍）に拡大すると予測されております（出所：矢野経済研究所「ソーシャルゲーム市場に関する調査結果2011」）。

このような事業環境の中、当社におきましては、ソーシャルアプリの企画・開発を中心とした「ソーシャル事業」の拡大・成長に向け、グローバル展開、人材採用および開発リソースの増強を目的とした友好的な企業買収に積極的に取り組み、収益基盤の確立・強化および組織体制の強化を実現し、売上を大幅に増加させることができました。

グローバル展開においては、スマートフォンの世界的な普及に伴うモバイルオンラインゲーム市場の更なる拡大・成長を予測し、世界各国の現地法人が地域的な優位性を活かした役割を担う「国際分業体制」を掲げました。平成24年2月にグローバル向けアプリケーションのパブリッシングを担当するKLab Global Pte. Ltd（所在地：シンガポール）を設立し、同社を通じて開発・運営の拠点としてCYSCORPIONS INC.（当時）（所在地：フィリピン・マニラ）と資本・業務提携を行いました。同社は後に、KLab Cyscorpions Inc.に社名変更し、子会社となっております。平成24年4月には企画・デザイン・マーケティング拠点としてKLab America, Inc.（所在地：アメリカ・サンフランシスコ）に設立し、国際分業体制の基盤を構築しております。これにより、多言語化への対応や、開発費の圧縮等を効率的に行うことが可能となり、グローバル市場での競争力を強化することができました。

国内ソーシャルゲーム市場が拡大・成長を遂げていく中、開発リソースの増強を目的とし、大阪、福岡に続く第三の地方拠点となる仙台事業所を開設しました。サービスの企画・開発・運営までを包括的に行う地方事業所の増強により、現地のディレクターやプランナー、エンジニアなどの採用も実施し、地理的制約の少ないインターネットサービスの特性を活かし、全国規模での事業展開を図っていくと同時に、友好的な企業買収も積極的に行った結果、強固な組織体制作りを行うことができました。

新卒採用におきましては、グローバル展開を加速させていくため、海外の大学に通う学生や国内の大学・大学院を前期課程等で卒業する学生を対象に「秋入社」制度を導入しました。平成24年度以降の新卒採用においては、従来の春入社（4月入社）採用に加え、秋入社（10月入社）採用を実施することを決定しております。

人材の育成面では、世界へのチャレンジを立候補できる「海外要員公募制度」や、新規事業を子会社化する「PoS制度」の導入など、社員の成長を一層加速させるための人材育成施策にも積極的に取り組みま

した。

一方で費用面におきましては、海外市場をターゲットにしたモバイルオンラインゲーム開発費や、人員増に伴う労務費、テレビCMへの出稿による広告宣伝費等により増加いたしました。また、大手コンテンツプロバイダー向けの受託開発を中心とした「SI事業」、ホスティングサービスとライセンスサービスを提供する「クラウド&ライセンス事業」においても順調に推移し売上に貢献しており、概ね会社計画の通りとなりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高15,209,816千円（前事業年度比168.5%増）、営業利益2,810,663千円（前事業年度比192.3%増）、経常利益2,819,671千円（前事業年度比196.4%増）、当期純利益1,622,501千円（前事業年度比195.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

ソーシャル事業

ソーシャル事業においては、フィーチャーフォン向けおよびスマートフォン向けモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営に力を入れてまいりました。当事業年度末におけるソーシャルアプリのタイトル数は、全16タイトル（内、国内スマートフォン向けネイティブアプリ3タイトル）となりました。当事業年度に投入した新規Non-IPタイトルは「神壊のレクイエム」、「召喚アルカディア」、「英傑バスター」、「Golfking」の4本。また、当事業年度において、有名著作権を採用したタイトルは3本となり、株式会社バンダイナムコゲームスと共同開発した「TALES OF KIZNA」、株式会社カプコンとの共同開発である「戦国BASARA カードヒーローズ」、「幽遊 白書～100%中の100%バトル～」をMobageに投入しております。また、「戦国バスター改」をGREEおよびmixiに投入いたしました。国内スマートフォン向けネイティブアプリとしては「真・戦国バスター for iPhone」、「キャプテン翼～つくるうドリームチーム～モバイル」の2タイトルをApp Storeに、「真・戦国バスター for Android」をGoogle Playに投入しました。

平成24年1月にはSNS（1）非依存のモバイルオンラインゲームで、新たな事業モデルの確立を目指した「真・戦国バスター for iPhone」をApp Storeに投入しました。同タイトルは、当社として初めてのiOS版ネイティブアプリであるにもかかわらず、ダウンロード開始から1ヶ月あまりで国内App Storeトップセールスで1位を獲得しました。この事は当社独自のソーシャルゲームのノウハウがiOS版ネイティブアプリでも通用すること、当社の課金ノウハウによってApp Storeでも継続的な課金売上が実現可能であることを示しております。同タイトルは、当事業年度末現在も国内App Storeトップセールスランキング10位以内を維持する実績を残しており、平成24年7月にはAndroid版もリリースし、シリーズ累計ユーザー数は300万人を超え、多くのファンを抱える大ヒットゲームアプリに成長しました。

また、「戦国バスター改」は平成24年5月18日に株式会社ミクシィ（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：笠原健治）が発表したmixiゲームのモバイル版ランキングにおいて、フィーチャーフォン版およびスマートフォン版の「総合」、「男性」、「女性」各ランキングにおいて、それぞれ1位を獲得し6冠を達成、有名著作権タイトルを採用した「キャプテン翼～つくるうドリームチーム～モバイル（以下、キャプテン翼モバイル）」においては、mixiゲームアワードにおいてスマートフォン版 mixiゲーム優秀賞（男性）に選出されました。「キャプテン翼モバイル」は株式会社ディー・エヌ・エー（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：守安功）が開催したMobage Awardにおいても「Mobage Award 2011 Gold Prize」を受賞、グリー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：田中良和）が運営する「GREE」で優秀なゲームに贈られる「GREE Platform Award - The first half of 2012 - 」においても優秀賞を受賞したことにより、同タイトルはリリースしている3プラットフォーム全てで表彰を受けることができました。同タイトルが3プラットフォームで表彰されたことは、1タイトルを複数のプラットフォー

ムに展開していく「マルチプラットフォーム戦略」を推し進めた結果であると考えております。

平成24年5月には、「真・戦国バスター for iPhone」、「キャプテン翼モバイル」および「TALES OF KIZNA」等がソーシャル事業の収益を大きく牽引し、当社の単月売上として過去最高売上を記録いたしました。これらの新規タイトルに加え、既存タイトルの売上も好調に推移し、ソーシャル事業全体の収益に貢献いたしました。

この結果、当事業年度の売上高13,769,888千円(前事業年度比286.1%増)、セグメント利益は5,280,694千円(前事業年度比282.4%増)となりました。

1：SNS：Social Networking Service：社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス

SI事業

SI事業におきましては、引き続き大手企業のモバイル公式コンテンツサイトのインフラ運用で安定した売上を計上しているほか、スマートフォン対応などの開発を中心に、受託開発での売上を計上いたしました。しかしながら、ソーシャル事業に社内リソースを割かざるを得ない状況から、新規の受注活動は行っていない状況であります。

この結果、当事業年度の売上高は1,062,163千円(前事業年度比15.0%減)、セグメント利益は541,853千円(前事業年度比4.8%増)となりました。

クラウド&ライセンス事業

クラウド&ライセンス事業におきましては、携帯電話・スマートフォン向け高速メール配信エンジン「アクセルメール」や個人情報検出ツール「P-Pointer」について、大手代理販売パートナー企業との関係を強化し、顧客向け共同セミナーを積極的に開催するなど、導入企業数の獲得に努めました。ホスティングサービスにおいては、「DSAS Hosting for Social」の提供先であるソーシャルアプリプロバイダーの売上減少傾向が続いており、徐々に規模を縮小しております。

この結果、当事業年度の売上高は377,165千円(前事業年度比55.4%減)、セグメント利益は12,548千円(前事業年度比96.7%減)となりました。

その他

その他の事業として、モバイル広告の販売代理等を実施しております。

この結果、当事業年度の売上高は600千円(前事業年度比85.1%減)、セグメント損失は5,343千円(前事業年度はセグメント損失292千円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は前事業年度末と比べ1,140,892千円増加し、1,862,209千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は2,260,471千円(前事業年度比1,789,175千円収入の増加)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上2,813,101千円による資金の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は1,087,317千円(前事業年度比1,002,370千円支出の増加)となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出416,281千円、敷金・差入保証金の差入による支出342,964千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は32,260千円(前事業年度比57,660千円支出の減少)となりました。これは主に、株式の発行による収入547,400千円、自己株式の取得による支出589,969千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
SI事業(受託案件)	165,205	33.1	23,260	60.4
合計	165,205	33.1	23,260	60.4

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記のSI事業以外の事業については、受注実績がないため、(3) 販売実績に併せて記載しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	前年同期比(%)
ソーシャル事業(千円)	13,769,888	386.1
SI事業(千円)	1,062,163	85.0
クラウド&ライセンス事業(千円)	377,165	44.6
その他事業(千円)	600	14.9
合計(千円)	15,209,816	268.5

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)		当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ディー・エヌ・エー	2,517,507	44.4	9,567,402	62.9
グリー株式会社	687,046	12.1	936,782	6.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社におきましては、今後のさらなる成長を実現する上で以下の事項を経営課題として重視しております。

ソーシャル事業

A. 多様性のある収益源の確保

当社は、これまでソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲーム内における課金収入を主な収益源にしておりますが、変化の激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していく事が重要と考えております。当面は、モバイルオンラインゲームに注力し、日本国内においては有名版権を採用した大型タイトルを積極的に提供し、海外においてはオリジナルゲームタイトルおよび有名版権を採用したタイトルをバランスよく投入していくことで、1タイトルあたりの売上規模の拡大、定着率が高い顧客の確保を目指して参ります。

B. グローバル展開への対応

当社は、今後の更なる事業拡大を目指していく上で、成長スピードの速い海外モバイルオンラインゲーム市場への迅速な展開が重要であると認識しております。当社グループの各国拠点が、ソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲームの企画・開発・運用を分業し、各拠点における生産性の効率化・最大化を図るとともに、グローバルベースでの有力デベロッパーの開拓や、有力企業とのアライアンス、友好的な企業買収などを推進して参ります。また、各国拠点のビジネスオペレーションの整備、内部管理体制の充実と強化などにも取り組んで参ります。

C. サービス運営基盤の強化

当社は、ソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲームの運営を安定的に保つことが、経営上重要な課題であると認識しております。そのため、提供しているサービスを運営する上では、ユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等を持続的・継続的に進めていくことが必要であると認識しております。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲームの運営基盤を安定的に保つため、組織体制の強化を継続していく方針であります。

D. リアルマネートレード防止対策への取り組み

昨今、ソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲーム内において「リアルマネートレード（以下、「RMT」）」と呼ばれる用語がマスコミに取り上げられており、ゲーム利用者の世界的拡大に伴い、利用者の安全性やサービスの健全性に関して一部社会問題化しております。当社はこれまでも「RMT」防止対策を株式会社ガイアックス（本社：東京都品川区、代表執行役社長：上田 祐司）の協力を得て、禁止事項の注意喚起や監視体制の強化を行ってまいりましたが、今後も引き続き、「リアルマネートレードの撲滅」を目指し、RMT禁止の徹底に向け、真摯に検討を行い、可能な限り速やかに適切な施策を実施していきます。

SI事業

スマートフォンへの対応

当社のSI事業は、フィーチャーフォンにおけるコンテンツ市場の拡大と共に業績を拡大してまいりました。現在はスマートフォン市場の拡大と共に、当社のSI案件においてもスマートフォンに関連する案件が増加しており、このような市場の変化に対応することが重要な課題と認識しております。当

社は、すでにスマートフォン関連の案件を受注しておりますが、今後さらに当該案件を拡大させていくことにより、当社のSI事業の収益拡大を図って参ります。

クラウド&ライセンス事業

新製品のローンチ

当該セグメントにおける製品は、その寿命が短いものが多いため、新しい製品の企画・開発を継続的に行い、市場に投入し続けていくことが収益の維持・拡大には必要であると考えており、当社といたしましても、このような取り組みを継続的に行って参ります。

全社的な課題

A. 優秀な人材の確保と組織体制の強化について

当社は、今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保および組織体制の強化が必要不可欠であると認識しております。人材の確保につきましては、国内での採用を中心に行って参りましたが、今後は海外採用も強化し、当社の経営方針や企業文化に対して共感し、グローバルに活躍できる人材の採用を行う方針であります。また、組織体制の強化につきましては、従業員が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、計数管理に基づいた効率的な組織マネジメントシステムを構築していくとともに、社内勉強会をはじめとして、業務運営に必要なスキルの取得・向上に努め、組織全体の強化を図って参ります。

B. 将来の発展を見据えた研究開発・新規事業について

当社の事業を取り巻く市場環境や顧客、競合の状況は常に変化を続けており、今後はさらに変化の激しい事業環境になることが想定されます。このような事業環境においては、不確定要素が存在するため、将来を見据えた研究開発や新規事業の創出が重要な課題であると考えております。

当社といたしましては、当社の経営方針に則り、中長期の競争力確保につながる研究開発およびノウハウの蓄積を継続的に行い、PCやスマートフォン向けの新規事業開発に取り組み、将来の事業の柱となる製品やサービスの展開を図って参ります。

C. 内部管理体制の強化について

当社を取り巻く市場環境の変化や多様化および事業の拡大に伴い、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社といたしましては、内部統制システムの整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための体制強化に取り組んで参ります。具体的には、業務におけるリスクの把握や統制の整備およびコンプライアンス体制の強化、内部監査による評価などにより、継続的な成長を支える効率的・安定的な業務運営を行っていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日(平成24年11月28日)現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境等に関するリスクについて

ソーシャル事業

A．市場動向

国内においては、大手SNSプラットフォームをはじめとして、多くの企業がこの市場に参入しており、国内外を問わず、今後も市場拡大が続くものと考えております。しかしながら、この市場拡大傾向に対して新たな法的規制が行われた場合や通信事業者の動向等により、市場の成長が大きく鈍化若しくは縮小した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

B．ソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲーム全体に対するニーズ

近年、ソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲーム市場の急速な拡大に伴い、ソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲームに対するユーザーの人気の高くなっております。しかしながら、このソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲームに対するユーザーのニーズが停滞し、市場の成長が鈍化若しくは縮小した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

C．大手SNSプラットフォームの動向

当社のソーシャル事業は、複数のプラットフォームに対してソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲームを提供するという「マルチプラットフォーム戦略」を展開方針としており、収益のリスク分散、幅広いノウハウの獲得、ユーザー趣向や動向の把握等を図っておりますが、現状においては、当社ソーシャル事業全体の収益に占める国内大手SNSプラットフォーム向けのソーシャルゲームの比率が高くなっております。当社では、SNSプラットフォームへソーシャルゲームの売上高に応じて支払うシステム利用料等に関しては費用に計上しておりますが、これら国内大手SNSプラットフォームの事業戦略の転換並びに動向によっては、当社の事業展開及びシステム利用料等の変動等何らかの要因により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

D．技術革新について

当社が事業を展開するソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲーム市場においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。当社は、これらの変化に対応する為、技術革新にも迅速に対応する体制作りを努めておりますが、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

E．競合の動向

ソーシャル事業においては、競合他社が多数存在しており、また参入障壁が低いこともあって新規事業者が相次いで参入しております。当社といたしましては、積極的に人材を採用し、品質の高いゲームを迅速かつ継続的に投入できる体制を整備しております。しかしながら、既存事業者内での更なる競争激化や、新たな参入事業者との競争において当社が適時にかつ効果的・効率的に対応ができない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

F．ソーシャルゲームを含むモバイルオンラインゲームのガイドラインについて

「コンプガチャ」に法的な規制がかかり、ソーシャルゲームが社会問題化している中、プラットフォーム事業者が中心となり、自主的ガイドラインを策定するなどの取り組みを開始しております。

従来より当社は、法令を順守したうえで、利用者に継続的に利用、支持していただけることを最重視して事業に取り組んでおりますが、今後策定されるガイドラインを遵守する為に、新たなシステム対応や体制整備が必要になる可能性があります。これらのシステム対応や体制整備が遅れた場合、また、必要な措置のために想定以上のコストが発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

G．グローバル展開

当社は、更なる事業の発展に向け、グローバルな事業展開を推進しております。グローバルに事業展開を行っていく上で、事業が計画通りに進捗しない場合や、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、為替等をはじめとした潜在的リスクに対処出来ないこと等の理由により、円滑に事業を推進していくことが困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

SI事業

A．市場動向

当社のSI事業の主要領域であるフィーチャーフォンにおけるコンテンツ配信による有料課金モデルの市場は、平成11年2月のiモードサービスの開始を皮切りに、平成23年度には7,345億円もの市場規模に成長しました(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムの報告(平成24年7月公表))。

当社のSI事業は、この市場の拡大と共に業績を拡大してまいりましたが、近年のスマートフォンの台頭によって、フィーチャーフォンにおける公式コンテンツを提供するビジネスは減少傾向にあり、代わりにスマートフォンの開発案件が急激に増加しております。このような市場の変化に対し、当社では、すでにスマートフォン向けの開発案件が中心となっておりますが、当社がこの市場の変化に対して効果的・効率的に対応ができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

B．販売方針

当社のSI事業は、継続的・安定的な収益が得られる取引先とのアライアンスを推進し、開発受託から保守運用までの長期的なビジネススキームを前提としたSI案件のみを受注する方針をとっております。特に現時点においては、音楽業界、電子出版業界、アミューズメント業界及び在京キー局等の企業を主要な販売先として事業を展開しております。当社はこれらの主要顧客に対し、顧客対応やサービスレベルを低下させない等の取り組みにより良好な関係を継続的に築くことができるよう努めております。

当社といたしましては、主力事業であるソーシャル事業へ経営資源をシフトさせるため、SI事業の縮小・一部撤退を計画しておりますが、今後、当社が想定しているとおり十分に経営資源をシフトできなかった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

C．プロジェクトの特徴に関して

当社のSI事業は、1つの案件に対する投資金額が大きく、また開発要件も多岐に渡るため、プロジェクトが大規模なものとなる傾向にあります。このため、当社といたしましては、納品後のシステムトラブルを発生させないよう、納品物のチェックを精緻に行うなど、品質管理には細心の注意を払っておりますが、万が一、納品後に何らかのトラブルが発生したり、あるいは何らかのトラブルにより結果として納品が遅れたりした場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

クラウド&ライセンス事業

A．ホスティングサービス

クラウドサービスの台頭

当社のホスティングサービスは、安価なりアルサーバを活用し、大規模かつ高負荷なトランザクションに対応できるシステムインフラ「DSAS」をベースとして、顧客に対して安定的かつ高付加価値なサービスを提供しております。しかしながら、近年のクラウドサービスの台頭により、当社のDSASが提供する付加価値の優位性がこれまでと比べて減退しつつあります。

当社といたしましては、主力事業であるソーシャル事業へ経営資源をシフトさせるため、ホスティングサービスの提供を積極的には行わないことを計画しておりますが、今後、当社が想定しているとおり十分に経営資源をシフトできなかった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

B．ライセンスサービス

新製品の投入について

当社のライセンスサービスは、「アクセルメール」と「P-Pointer」を主力製品として販売しております。両製品ともに販売を開始してからすでに5年以上が経過しておりますが、一般的に、このようなPC・モバイル向け製品の寿命は短い傾向にあります。従いまして、継続的に新製品の企画・開発を行い、市場に投入していかなければ、収益を維持・拡大することは難しくなっております。

当社といたしましては、主力事業であるソーシャル事業へ経営資源をシフトさせるため、PC・モバイル向け新製品の企画・開発を積極的には行わないことを計画しておりますが、今後、当社が想定しているとおり十分に経営資源をシフトできなかった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

全事業共通

A．システム障害について

当社は、プログラム不良の発生や自然災害、回線障害、電源障害等、様々な要因によるシステム障害を発生させないため、サーバ群を東京・福岡・北海道の3ヶ所のデータセンターを設置し、各データセンター内で全システムを二重化する等のバックアップ体制を整え、大規模かつ長時間のシステム障害が起きないように対策を講じております。

しかしながら、大規模なプログラムの不良が発生した場合や、当該地域において当社の想定を上回る大地震、台風等の自然災害や事故、火災等が発生し、開発業務やシステム設備等に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社の事業活動に支障が生じることにより、顧客との信頼関係に悪影響を及ぼし、賠償責任の発生などによって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

B．情報の漏洩

当社は、顧客のシステム運用を受託しており、そのデータベース内には個人情報や蓄積されております。当社では、過去の経験から培われたセキュリティ技術を利用して外部から不正侵入を防ぐと同時に

に、内部からの情報漏洩を防ぐため、データベース毎にアクセスできる担当者を限定し、かつ監視システムを導入するなどの対策を施しております。しかしながら、万が一顧客情報など当社が運用している顧客のシステム上の情報が漏洩した場合、顧客との信頼関係に影響を及ぼし、損害賠償の発生などによって当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社に勤務している社員により、何らかの社内機密情報が外部に流失し、その流失したデータが何らかの事業に対し悪影響を及ぼす形で利用されてしまう恐れがあります。当社では、社内ネットワーク内部においてアクセス権限による閲覧可能者の選別など、機密文書及びデータ等の取扱いには十分に注意しておりますが、万一外部に情報が流失した場合には、当社が社会的な信用を失い、その影響で取引先から契約を打ち切られるなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関わるリスクについて

特定人物への依存

当社代表取締役真田哲弥は、当社全体の経営方針や経営戦略の策定をはじめ、研究開発戦略や営業推進など多方面にわたって極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなどの組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの事情により同氏が業務を執行できない事態となった場合、当社の事業戦略及び業績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社事業においては、経営幹部並びに各事業セグメントにおけるプロジェクト統括責任者への依存度が大きくなっており、当該メンバーに対して過剰な業務負荷がかかることによって健康状態に支障を来して業務を遂行することが困難な場合、あるいは退職するなどの事情が生じた場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の獲得及び育成

当社が今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには優秀な人材の確保が重要課題となっております。しかしながら、現状においては、優秀な人材を適時に確保することが難しい状況にあります。当社では入社後の実務研修や部門内での各種勉強会の開催など、人材の育成と流出の防止に鋭意努力し、優秀な人材の確保を図っておりますが、万が一、当社の採用基準を満たす資質とスキルを持った人材の獲得と適正な人員の確保を適時に行うことができなかった場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の管理

当社は、第三者の知的財産権を侵害しない体制として、当社管理部門内に法務の専門担当者を配置し、当社及び外部への委託等により調査を行っております。しかしながら、万が一、当社が事業推進において第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。

また、当社が保有する知的財産権についても、第三者により侵害される可能性があり、当社が保有する権利の権利化が出来ない場合もあります。こうした場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役、監査役、従業員及び外注先に対するインセンティブを目的として、新株予約権(以下、「ストック・オプション」という。)を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能

性があります。平成24年8月末現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は2,723,000株であり、発行済株式総数26,050,000株の10.4%に相当しております。

(4) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

しかしながら、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化も重要な経営目標と考えており、現在、配当を行っておりません。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は将来を見据えた研究開発や新規事業の創出が重要な課題であると考え、長中期の競争力確保につながる研究開発及びノウハウの蓄積を継続的に行っております。当社の新技術の研究開発活動はKラボラトリー及び開発制作本部が主に担当しており、当社技術の競争力強化を目的として、他社に先駆けた技術の研究と深堀を行い、開発制作本部では、収益に直結した開発活動を行っており、必要に応じ、組織の有機的活動を図るため、組織内にプロジェクトチームを編成し個別の研究開発活動も行っております。さらに、当社独自の「どぶろく制度」(標準労働時間の10%以内での個人裁量による自由な研究開発活動を許す制度)を利用しての個人の研究開発も活発に行われております。

当事業年度において当社が支出した研究開発費の総額は、220,832千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日(平成24年11月28日)現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確定性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当事業年度末における資産合計は5,391,275千円となり、前事業年度末に比べ、2,872,109千円の増加となりました。

流動資産合計は4,122,073千円となり、前事業年度末に比べ、2,008,662千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金、売掛金の増加の結果によるものであります。

固定資産合計は1,269,202千円となり、前事業年度末に比べ、863,447千円の増加となりました。これは主に、建物、関係会社株式、敷金及び保証金の増加の結果によるものであります。

負債の部

当事業年度末における負債合計は2,414,848千円となり、前事業年度末に比べ、1,200,852千円の増加となりました。

流動負債合計は2,273,250千円となり、前事業年度末に比べ、1,188,853千円の増加となりました。これは主に、未払法人税等、買掛金の増加の結果によるものであります。

固定負債合計は141,598千円となり、前事業年度末に比べ、11,999千円の増加となりました。これは主に、リース債務の増加の結果によるものであります。

純資産の部

当事業年度末における純資産合計は2,976,427千円となり、前事業年度末に比べ、1,671,256千円の増加となりました。これは主に、当期純利益の計上による利益剰余金の増加の結果によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度末と比べ1,140,892千円増加し、1,862,209千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は2,260,471千円(前事業年度比1,789,175千円収入の増加)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上2,813,101千円による資金の増加、法人税等の支払額685,802千円、売上債権の増加額537,081千円による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は1,087,317千円(前事業年度比1,002,370千円支出の増加)となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出416,281千円、本社等の増床に伴う敷金・差入保証金の差入による支出342,964千円、有形固定資産の取得による支出261,496千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は32,260千円(前事業年度比57,660千円支出の減少)となりました。これは主に、株式の発行による収入547,400千円、自己株式の取得による支出589,969千円によるものであります。

(4) 経営成績の分析

当事業年度の業績は売上高15,209,816千円(前事業年度比168.5%増)となりました。売上原価は9,380,063千円(前事業年度比177.0%増)、販売費及び一般管理費は3,019,089千円(前事業年度比129.2%増)となり、この結果、営業利益は2,810,663千円(前事業年度比192.3%増)、経常利益は2,819,671千円(前事業年度比196.4%増)、当期純利益は1,622,501千円(前事業年度比195.0%増)となりました。

売上高

A. ソーシャル事業

ソーシャル事業においては、フィーチャーフォン向けおよびスマートフォン向けモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営に力を入れてまいりました。当事業年度末におけるソーシャルアプリのタイトル数は、全16本(内、国内スマートフォン向けネイティブアプリ3タイトル)となりました。当事業年度に投入した新規non-IPタイトルは「神壊のレクイエム」、「召喚アルカディア」、「英傑バスター」、「Golferking」の4本。また、当事業年度において、有名著作権を採用したタイトルは3本となり、株式会社バンダイナムコゲームズと共同開発した「TALES OF KIZUNA」、株式会社カプコンとの共同開発である「戦国BASARA カードヒーローズ」、「幽遊 白書~100%中の100%バトル~」をMobageに投入しております。また、「戦国バスター改」をGREEおよびmixiに投入いたしました。国内スマートフォン向けネイティブアプリとしては「真・戦国バスター for iPhone」、「キャプテン翼~つくりろうドリームチーム~モバイル」の2タイトルをApp Storeに、「真・戦国バスター for Android」をGoogle Playに投入しました。

平成24年1月にはSNS(1)非依存のモバイルオンラインゲームで、新たな事業モデルの確立を目指した「真・戦国バスター for iPhone」をApp Storeに投入しました。同タイトルは、当社として初めてのiOS版ネイティブアプリであるにもかかわらず、ダウンロード開始から1ヶ月あまりで国内App Storeトップセールスで1位を獲得しました。この事は当社独自のソーシャルゲームのノウハウがiOS版ネイティブアプリでも通用すること、当社の課金ノウハウによってApp Storeでも継続的な課金売上が実現可能であることを示しております。同タイトルは、当事業年度末現在も国内App Storeトップセールスランキング10位以内を維持する実績を残しており、平成24年7月にはAndroid版もリリースし、シリーズ累計ユーザー数は300万人を超え、多くのファンを抱える大ヒットゲームアプリに成長しました。

また、「戦国バスター改」は平成24年5月18日に株式会社ミクシィ(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:笠原健治)が発表したmixiゲームのモバイル版ランキングにおいて、フィーチャーフォン版およびスマートフォン版の「総合」、「男性」、「女性」各ランキングにおいて、それぞれ1位を獲得し6冠を達成、有名著作権タイトルを採用した「キャプテン翼~つくりろうドリームチーム~モバイル(以下、キャプテン翼モバイル)」においては、mixiゲームアワードにおいてスマートフォン版 mixi

ゲーム優秀賞（男性）に選出されました。「キャプテン翼モバイル」は株式会社ディー・エヌ・エー（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：守安功）が開催したMobage Awardにおいても「Mobage Award 2011 Gold Prize」を受賞、グリー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：田中良和）が運営する「GREE」で優秀なゲームに贈られる「GREE Platform Award - The first half of 2012 -」においても優秀賞を受賞したことにより、同タイトルはリリースしている3プラットフォーム全てで表彰を受けることができました。同タイトルが3プラットフォームで表彰されたことは、1タイトルを複数のプラットフォームに展開していく「マルチプラットフォーム戦略」を推し進めた結果であると考えております。

平成24年5月には、「真・戦国バスター for iPhone」、「キャプテン翼モバイル」および「TALES OF KIZUNA」等がソーシャル事業の収益を大きく牽引し、当社の単月売上として過去最高売上を記録いたしました。これらの新規タイトルに加え、既存タイトルの売上高も好調に推移し、ソーシャル事業全体の収益に貢献いたしました。

この結果、当事業年度の売上高13,769,888千円(前事業年度比286.1%増)となりました。

1：SNS：Social Networking Service：社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス

B．SI事業

SI事業におきましては、引き続き大手企業のモバイル公式コンテンツサイトのインフラ運用で安定した売上を計上しているほか、スマートフォン対応などの開発を中心に、受託開発での売上を計上いたしました。しかしながら、ソーシャル事業に社内リソースを割かざるを得ない状況から、新規の受注活動は行っていない状況であります。

この結果、当事業年度の売上高は1,062,163千円(前事業年度比15.0%減)となりました。

C．クラウド&ライセンス事業

クラウド&ライセンス事業におきましては、携帯電話・スマートフォン向け高速メール配信エンジン「アクセルメール」や個人情報検出ツール「P-Pointer」について、大手代理販売パートナー企業との関係を強化し、顧客向け共同セミナーを積極的に開催するなど、導入企業数の獲得に努めました。ホスティングサービスにおいては、「DSAS Hosting for Social」の提供先であるソーシャルアプリプロバイダーの売上減少傾向が続いており、徐々に規模を縮小しております。

この結果、当事業年度の売上高は377,165千円(前事業年度比55.4%減)となりました。

売上原価、売上総利益

売上原価は9,380,063千円(前事業年度比177.0%増)となりました。これは主に、事業拡大に係る人員の増加に伴う人件費の増加、ソーシャル事業の拡大に伴うライセンス利用等の使用料、システム利用等の支払手数料の増加によるものであります。この結果、売上総利益は5,829,753千円(前事業年度比155.8%増)となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は3,019,089千円(前事業年度比129.2%増)となりました。これは主に、事業拡大に係る人員の増加に伴う人件費の増加、事業所の増床に伴う備品購入による消耗品費の増加、ソーシャル事業に係る広告宣伝費の増加によるものであります。この結果、営業利益は2,810,663千円(前事業年度比

192.3%増)となりました。

営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は主に関係会社管理に係る業務受託料等で13,357千円(前事業年度比13,247千円増)となり、営業外費用は自己株式取得費用2,299千円、支払利息等1,990千円で4,350千円(前事業年度比59.3%減)となりました。この結果、経常利益は2,819,671千円(前事業年度比196.4%増)となりました。

特別利益、特別損失及び当期純利益

特別利益は前事業年度に計上した貸倒引当金戻入額が減少し、特別損失は子会社株式評価損2,417千円等で6,570千円(前事業年度比77.7%減)となりました。この結果、税引前当期純利益は2,813,101千円(前事業年度比199.3%増)となり、当期純利益は1,622,501千円(前事業年度比195.0%増)となりました。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社では、創業以来モバイルにおける受託開発及び運用による収益と企業向けモバイル関連製品・サービスを中心として、業界主要プレイヤー各社に対し高付加価値サービスを提供し続けてきましたが、当期からは新たな事業領域としてソーシャル事業に重点を置いております。

平成21年8月のmixiを皮切りとして、Mobage、GREEの国内主要SNSプラットフォーマーのオープン化や、フィーチャーフォンからスマートフォンへの急速な移行、スマートフォンやタブレット端末等の新たなプラットフォームの確立から、ソーシャルアプリ市場は引き続き拡大、成長を遂げております。株式会社矢野経済研究所の調査(平成24年1月公表)によると、2008年度に49億円であった国内ソーシャルゲームの市場規模は急成長を続けており、2011年度は前年度比1.8倍の2,570億円、2012年度は同1.3倍の3,429億円に拡大するものと予想されております。

このような環境の中で、当社といたしましては、引き続き、市場規模が拡大していくと予想されるソーシャル事業に注力してまいります。国内におきましては、ユーザーあたりの課金額や課金率が高く、高い収益性が見込まれるジャンルのゲームに新作タイトルを集中し収益の最大化を目指すとともに、海外に向けての対応としましては、グローバル市場での競争力を強化する為、世界各国の現地法人が地域的な優位性を活かした役割を担う「国際分業体制」を構築し、スマートフォン向けネイティブアプリの開発や多言語化への対応、開発費の圧縮等を効率的に行ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営層は、当社を取り巻く環境が、競合企業や類似製品の増加、情報セキュリティへの対応、開発したソフトウェア等におけるトラブル等の発生リスク等への対応など、解決すべき多くの課題があると認識しており、厳しい事業環境が続くと考えております。

しかしながら、このような厳しい環境の中においても、いち早くユーザーのニーズを的確に捉え、研究開発で蓄積した「技術力」と、経験に裏打ちされた「事業構築力」を核に、社会にインパクトを与える新しいビジネス、サービス、技術を創造し続けていくことが重要であると考え、当社の基本的な方針としております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は292,043千円であり、その主な内容は全社共通に係る増床等に伴う内装設備工事費199,795千円、備品什器等62,052千円などです。

当事業年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成24年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	ソーシャル 事業 SI事業 クラウド& ライセンス 事業 全社共通	事業所用設備	141,158	42,898	17,371	51,298	252,726	345 (96)
大阪事業所 (大阪市北区)	ソーシャル 事業 SI事業 クラウド& ライセンス 事業 全社共通	事業所用設備	15,116	3,986			19,103	24 (11)
福岡事業所 (福岡市博多区)	ソーシャル 事業 SI事業 クラウド& ライセンス 事業 全社共通	事業所用設備	10,085	9,468	2,640		22,194	21 ()
仙台事業所 (仙台市青葉区)	ソーシャル 事業 SI事業 クラウド& ライセンス 事業 全社共通	事業所用設備	15,166	5,453			20,620	7 ()

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 本社及び事業所の建物を賃借しております。
 3. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員は除いております。)は、期中の平均人員を()内に外数で記載しております。
 4. 当社には現在休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成24年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,050,000	26,050,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	26,050,000	26,050,000		

- (注) 1. 当社株式は平成24年5月18日付で、東京証券取引所マザーズから市場第一部に上場市場を変更いたしました。
2. 平成24年11月1日から、本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年1月23日開催臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	21	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,000 (注) 1. (注) 2. (注) 3. (注) 4.	同左 (注) 1. (注) 2. (注) 3. (注) 4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34 (注) 5.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年1月26日 至 平成26年1月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左

区分	事業年度末現在 (平成24年 8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。 当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。 その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権 1個当たりの目的となる株式数は3,000株とします。
2. 平成16年10月13日開催の取締役会決議により、株式分割(1:2)を行っております。
3. 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で、株式分割(1:300)を行っております。
4. 平成24年1月13日開催の取締役会決議により、平成24年2月1日付で、株式分割(1:5)を行っております。
5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (イ) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ロ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読替えるものとする。

- (ハ) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

平成16年9月26日開催臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年 8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
----	--------------------------	----------------------------

新株予約権の数(個)	250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750,000 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 . (注) 4 .	同左 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 . (注) 4 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100 (注) 5 .	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月27日 至 平成26年9月26日 (注) 6 .	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。 当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。 その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 . 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は3,000株とします。

2 . 平成16年10月13日開催の取締役会決議により、株式分割(1 : 2)を行っております。

3 . 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で、株式分割(1 : 300)を行っております。

4 . 平成24年1月13日開催の取締役会決議により、平成24年2月1日付で、株式分割(1 : 5)を行っております。

5 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(イ) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

(ロ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読替えるものとする。

- (八) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

6 . 平成20年4月2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成22年3月26日から変更しております。

平成17年11月24日開催定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年 8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	83	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	124,500 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 .	同左 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234 (注) 4 .	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月25日 至 平成27年11月24日 (注) 5 .	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 234 資本組入額 117	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。</p> <p>新株予約権の発行時において当社の重要な取引先の取締役、執行役員及び使用人であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要するものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、商法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 . 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は1,500株とします。
2 . 平成23年 3月30日開催の取締役会決議により、平成23年 4月21日付で、株式分割(1 : 300)を行っております。
3 . 平成24年 1月13日開催の取締役会決議により、平成24年 2月 1日付で、株式分割(1 : 5)を行っております。
4 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。

- (イ) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ロ) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (ハ) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5. 平成20年4月2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成23年11月24日から変更しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年4月2日開催臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	72	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注)1.(注)2.(注)3.	106,500 (注)1.(注)2.(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267 (注)4.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年4月3日 至 平成30年4月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267 資本組入額 134	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>	同左

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は1,500株とします。
2. 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で、株式分割(1:300)を行っております。
3. 平成24年1月13日開催の取締役会決議により、平成24年2月1日付で、株式分割(1:5)を行っております。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (イ) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ロ) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (ハ) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

平成21年11月26日開催定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,028	1,019
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,542,000 (注)1.(注)2.(注)3.	1,528,500 (注)1.(注)2.(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267 (注)4.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月27日 至 平成31年11月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267 資本組入額 134	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>	同左

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,500株とします。
2. 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で、株式分割(1:300)を行っております。
3. 平成24年1月13日開催の取締役会決議により、平成24年2月1日付で、株式分割(1:5)を行っております。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (イ) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ロ) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (ハ) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

平成24年 7月13日開催取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年 8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,355	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	536	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年 8月 1日 至 平成34年 7月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 536 資本組入額 268	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。	同左

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項</p>	<p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の行使時の払込金額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>	

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の取得事由及び取得条件 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、新株予約権の全部を無償で取得する。 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。 上記に記載の事項及び新株予約権の行使の条件に準じて決定する。 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権を取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。</p>	

区分	事業年度末現在 (平成24年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。	

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とします。
 2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (イ) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ロ) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (ハ) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月21日 (注)1.	4,665,297	4,680,892		583,250		280,215
平成23年2月21日～ 平成23年8月31日 (注)2.	8	4,680,900	600	583,850	600	280,815
平成23年9月27日 (注)3.	229,700	4,910,600	179,625	763,475	179,625	460,440
平成23年10月26日 (注)4.	120,300	5,030,900	94,074	857,550	94,074	554,515
平成24年2月1日 (注)5.	20,753,600	25,942,000		857,550		554,515
平成23年10月13日～ 平成24年8月31日 (注)6.	265,500	26,050,000	44,630	902,180	43,420	597,935

(注) 1. 株式分割(1:300)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格 1,700円

引受価格 1,564円

資本組入額 782円

4. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当)によるものであります。

割当先 大証券キャピタル・マーケット株式会社

割当価格 1,564円

資本組入額 782円

5. 株式分割(1:5)によるものであります。

6. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		25	27	67	38	3	9,770	9,930	
所有株式数 (単元)		23,268	18,133	15,959	8,590	8	194,505	260,463	3,700
所有株式数 の割合(%)		8.94	6.96	6.13	3.3	0.0	74.68	100.00	

(注) 自己株式1,124,300株は、「金融機関」に3,325単元、「個人その他」に7,918単元を含めて記載しております。

なお、上記の「金融機関」に含めている3,325単元は、「従業員持株ESOP信託」(日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が所有する当社株式であります。(「従業員持株ESOP信託」の詳細については、(10)従業員株式所有制度の内容をご参照ください。)

(7) 【大株主の状況】

平成24年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
真田 哲弥	東京都江東区	3,777,500	14.50
仙石 浩明	神奈川県川崎市高津区	1,055,500	4.05
セガサミーホールディングス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル2 1階	675,000	2.59
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都港区赤坂一丁目7番1号	540,000	2.07
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	468,000	1.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	427,000	1.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	343,100	1.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75537口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	332,500	1.27
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	286,200	1.09
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	238,200	0.91
計		8,143,000	31.25

- (注) 1. 当社は平成24年8月31日現在、自己株式791,800株(発行済株式総数に対する所有割合3.03%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記「大株主の状況」からは除外しております。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75537口)は、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識をさらに高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に「従業員持株ESOP信託」を導入したことによるものであります。
3. 前事業年度末において主要株主であったSBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合、SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合、SBIホールディングス株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 791,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,254,500	252,545	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,700		
発行済株式総数	26,050,000		
総株主の議決権		252,545	

【自己株式等】

平成24年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木六丁目10 番1号	791,800		791,800	3.03
計		791,800		791,800	3.03

(注) 上記の他、財務諸表において自己株式として認識している当社株式は332,500株であります。これは、従業員持株会支援信託E S O P (信託受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社。以下「E S O P信託」といいます。) が保有する当社株式につき、会計処理上当社とE S O P信託は一体のものであると認識し、当該株式を自己株式として計上しているためであります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株引受権を付与する方法並びに会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成16年1月23日臨時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年1月23日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3名 従業員 79名 社外協力者 8名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

第2回新株予約権(平成16年9月26日臨時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年9月26日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名 監査役 2名 従業員 33名 社外協力者 2名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員2名の合計3名となっております。

第3回新株予約権(平成17年11月24日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年11月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年11月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名 監査役 1名 従業員 76名 社外協力者 1名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 4名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員15名の合計16名となっております。

第4回新株予約権(平成20年4月2日臨時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成20年4月2日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年4月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 55名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員25名となっております。

第5回新株予約権(平成21年11月26日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成21年11月26日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名 従業員 41名 社外協力者 1名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役6名、当社従業員19名の合計25名となっております。

第 6 回新株予約権(平成24年 7 月13日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成24年 7 月13日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年 7 月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 63名 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

(注) 1 . 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役 1 名、当社従業員61名の合計62名となっております。

2 . 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。

当社は、新株予約権者が(8)に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。

当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

3 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2 分の1 に相当する金額とし、計算の結果1 円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

4 . 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数
 に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の行使時の払込金額に準じて行使価額
 につき合理的な調整がなされた額に、前記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる
 再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間
 上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再
 編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約
 権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件
 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件
 上記(注)2.及び新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限
 譲渡による新株予約権を取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する
 事項
 上記(注)3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、
 これを切り捨てる。

第7回新株予約権(平成24年11月21日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役含む)に対し、新
 株予約権を発行することを、平成24年11月21日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年11月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役含む) 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数(株)	260,500 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	559 (注)1.
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等 の役員または使用人のいずれかの地位にあることを要します。ただし、 当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限り ではない。</p> <p>本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新 株予約権を行使することができない。</p> <p>本新株予約権者は、次に掲げる事由をすべて満たした場合に、本新株予 約権を行使することができる。</p> <p>当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載さ れた平成25年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金50 億円以上であること。</p> <p>当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載さ れた平成26年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金40 億円以上であること。</p> <p>本新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本 新株予約権を行使することができない。</p>

決議年月日	平成24年11月21日
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、または当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、または振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合 本新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 本新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2 .

(注) 1 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

(イ) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ロ) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

(ハ) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

2 . 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に
準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の行使時の払込金額に準じて行使価額に
つき合理的な調整がなされた額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対
象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間
別記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日か
ら、別記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件
別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件
当社が消滅会社となる合併契約の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若し
くは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合
(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)または株主か
ら当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定
めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得するものとす
る。
当社は、本新株予約権者が別記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使の条
件を欠くこととなった場合または本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該新株
予約権を無償で取得するものとする。
当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予
約権の全部または一部を無償で取得します。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社
取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する
事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則
第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1
円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記
載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、こ
れを切り捨てる。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員持株E S O P信託を導入しております。

当該制度では、当社が「KLab従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

従業員等持株会に取得させる予定の株式の総額

150,000千円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入者のうち、受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成24年5月11日)での決議状況 (取得期間平成24年5月14日～平成24年8月13日)	850,000	440,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	791,800	439,983
残存授権株式の総数及び価額の総額	58,200	17
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	6.8	0.003
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	6.8	0.003

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他	4,300	1,913	6,500	2,892
保有自己株式数	1,124,300		1,117,800	

(注) 1. 当事業年度及び当期間における「その他」の内訳は、E S O P信託における信託口から従業員持株会への売却であります。

2. 保有自己株式数には、当社所有の自己株式の他、E S O P信託が所有する自己株式が以下のとおり含まれております。

当事業年度 332,500株
 当期間 326,000株

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回その他、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めておりますが当事業年度の配当につきましては、今後の海外市場進出に向けての投資に備えるための内部留保に努めるため、配当は実施しておりません。

今後の配当実施時期等については未定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月
最高(円)					1,110
最低(円)					375

(注) 最高・最低株価は、平成24年5月18日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成23年9月27日付をもって同取引所に株式を上場致しましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	856	799	633	608	593	555
最低(円)	673	591	421	375	403	410

(注) 最高・最低株価は、平成24年5月18日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO	真 田 哲 弥	昭和39年9月10日生	昭和62年6月 株式会社リョーマ設立 代表取締役社長就任 平成元年9月 株式会社ダイヤル・キュー・ネットワーク設立 代表取締役専務就任 平成9年7月 株式会社アクセス(現株式会社ACCESS)入社 平成10年9月 株式会社サイバードを設立 取締役副社長就任 平成12年8月 当社を設立 代表取締役会長就任 平成13年3月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成16年12月 電子金券開発株式会社 取締役就任 平成17年9月 KLabセキュリティ株式会社 取締役会長就任 平成21年9月 当社執行役員就任 平成21年12月 KLabGames株式会社 代表取締役社長就任 平成23年12月 KLab Ventures株式会社 取締役就任(現任) 平成24年2月 KLab Global Pte.Ltd. Director and CEO就任(現任) 平成24年4月 KLab America, Inc. Director就任	(注)3	3,777,500
取締役副社長	COO	五十嵐 洋 介	昭和48年10月13日生	平成12年2月 ヴィジョンアーツ株式会社入社 平成15年8月 当社入社 平成16年7月 当社研究開発部長就任 平成17年4月 当社開発本部長就任 平成17年6月 当社取締役就任 平成19年9月 当社事業統括本部長就任 平成20年9月 当社アライアンス推進部長就任 平成21年9月 当社執行役員就任 平成24年9月 当社取締役副社長COO(現任)	(注)3	91,500
専務取締役	CGO	森 田 英 克	昭和49年8月14日生	平成9年4月 株式会社丸井入社 平成11年3月 株式会社レップシステムハウス入社 平成12年5月 株式会社公募ガイド社入社 平成14年3月 株式会社インデックス入社 平成14年10月 当社入社 平成19年9月 当社コンテンツビジネス事業部長就任 平成20年9月 当社コンテンツメディア部長就任 平成21年9月 当社執行役員就任 平成22年4月 当社KLabGames部長就任 平成22年11月 当社取締役就任 平成23年9月 当社KLabGames 1 部長就任 平成24年9月 当社専務取締役CGO(現任)	(注)3	36,000
取締役	事業開発部長	妹 尾 直 久	昭和48年5月14日生	平成8年4月 株式会社トマト銀行入行 平成12年10月 株式会社サイバード入社 平成13年7月 当社入社 平成16年7月 当社事業開発本部長就任 平成17年4月 当社社長室ストラテジック・タスクフォース担当部長就任 平成18年9月 当社社長室長就任 平成20年4月 当社取締役就任 平成20年9月 当社KLabキャリア事業部長就任 平成21年9月 当社執行役員就任 当社プロダクト・サービス部長就任 平成22年6月 当社社長室長就任 平成23年9月 当社取締役事業開発部長(現任)	(注)3	97,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	人事部長	天羽 公平	昭和54年8月21日生	平成16年12月 平成18年10月 平成21年9月 平成22年9月 平成22年11月 平成24年9月	株式会社アルファベータ入社 当社入社 当社執行役員就任 当社第2開発部長就任 当社取締役就任 当社取締役人事部長(現任)	(注)3	15,000
取締役	CFO 財務管理 部長	山口 仁美	昭和46年6月8日生	平成7年4月 平成11年4月 平成17年6月 平成18年5月 平成21年9月 平成21年11月 平成22年2月 平成23年9月 平成23年12月	サイバネットシステム株式会社入社 江田公認会計士会計事務所入所 当社入社 当社管理本部経理マネージャー就任 当社執行役員就任 当社取締役就任 当社管理部長就任 当社取締役CFO財務管理部長就任(現任) KLab Ventures株式会社 監査役就任(現任)	(注)3	10,500
取締役	IR室長	中野 誠二	昭和33年9月28日生	昭和59年4月 平成4年4月 平成7年7月 平成13年12月 平成19年10月 平成21年11月 平成22年11月 平成23年1月 平成23年9月 平成23年11月 平成23年12月 平成24年9月	富士通株式会社入社 青山監査法人入所 監査法人トーマツ入所 株式会社トランスサイエンス取締役就任 同社代表取締役就任 株式会社SBIトランスサイエンスソリューションズ取締役就任 SBIインベストメント株式会社入社 当社入社執行役員就任 当社経営管理部長兼IRグループマネージャー 当社取締役就任 KLab Ventures株式会社 取締役就任(現任) 当社取締役IR室長(現任)	(注)3	
取締役		野口 太郎	昭和51年11月17日生	平成10年12月 平成15年8月 平成16年4月 平成19年7月 平成23年12月 平成24年11月	株式会社サイバード入社 ヤフー株式会社入社 DotFive Inc.設立 Executive Vice President就任 Cyscorpions Inc.(現KLab Cyscorpions Inc.)設立 President就任(現任) 当社入社 当社執行役員就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		辻野晃一郎 (注) 1	昭和32年7月10日生	昭和59年4月 平成9年9月 平成13年4月 平成15年4月 平成16年11月 平成18年10月 平成19年4月 平成21年1月 平成22年10月 平成23年6月 平成24年4月 平成24年6月 ソニー株式会社入社 同社インフォメーションテクノロジーカンパニー バイオデスクトップコンピューター部 統括部長 同社ネットワークターミナルソリューションカンパニー プレジデント 同社ホームストレージカンパニー プレジデント 同社コネクトカンパニー コ・プレジデント グリンスパイア株式会社設立 代表取締役社長 グーグル株式会社入社 執行役員 製品企画本部長 同社代表取締役社長 アレックス株式会社設立 代表取締役社長兼CEO(現任) 当社社外取締役就任(現任) 早稲田大学商学学院客員教授 (現任) 株式会社葵プロモーション(現 株式会社A0I Pro.)社外取締役(現任)	(注) 3	
取締役		吉田正樹 (注) 1	昭和34年8月13日生	昭和58年4月 平成18年6月 平成19年4月 平成21年1月 平成21年3月 平成22年6月 平成24年11月 株式会社フジテレビジョン(現株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 同社編成制作局バラエティ制作センター部長 同社デジタルコンテンツ局デジタル企画室部長 当社社外監査役 株式会社ワタナベエンターテインメント代表取締役社長(現任) 当社社外取締役 株式会社SBIホールディングス取締役(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	
常勤監査役		大澤哲夫 (注) 2	昭和27年1月1日生	昭和50年4月 昭和61年4月 平成14年9月 平成17年9月 平成19年11月 株式会社エム・エス・ケー・システムズ入社 三菱商事株式会社入社 株式会社ティ・アイ・ディ入社 株式会社アクティブ監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注) 4	
監査役		清水博 (注) 2	昭和27年6月11日生	昭和52年4月 昭和54年9月 平成2年12月 平成11年6月 平成12年8月 有限会社アピア入社 株式会社代々木簿記学校入社 瀧澤税理士事務所入所 株式会社サイバード 監査役就任(非常勤) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		井上昌治 (注) 2	昭和36年7月29日生	昭和59年4月 平成12年4月 平成12年10月 平成13年12月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成18年9月 平成20年4月 平成21年9月	株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 弁護士登録(現職) 松嶋総合法律事務所入所 株式会社総合医科学研究所(現株式会社総医研ホールディングス)社外監査役就任 株式会社ロングリーチグループ社外取締役就任(現任) ディナベック株式会社社外取締役就任 株式会社ザッパラス社外監査役就任(現任) 株式会社OCC社外取締役就任 当社監査役就任(現任) 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現職)	(注) 4	
計							4,034,000

- (注) 1. 取締役 辻野晃一郎氏及び吉田正樹氏は、会社法第2条第3項第7号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大澤哲夫氏、清水博氏及び井上昌治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成23年4月20日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
日野 孝	昭和50年11月10日	平成14年9月	松田純一法律事務所(現 松田総合法律事務所)入所	(注)	
		平成17年10月	株式会社U S E N入社		
		平成19年10月	ベリングポイント株式会社(現 プライスウォーターハウスクーパース株式会社)入社		
		平成22年11月	当社入社		
		平成23年9月	当社法務・総務グループマネージャー		
平成24年9月	当社法務グループ兼総務グループマネージャー(現任)				

6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は以下のとおりであります(取締役兼務者を除く)。

役名	職名	氏名
執行役員	開発制作本部本部長	中根 良樹
執行役員	ビジネスデベロップメント本部長	佐藤 理一
執行役員	ゲームスタジオ1本部長	藤好 俊
執行役員	経営管理部本部長 内部監査室	高田 和幸
執行役員	人事部海外事業グループ	太田 信彦

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの目的について、株主、取引先、従業員、更には利用者、地域社会などのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を高めるべく、経営の効率化を図るとともに健全性・透明性を確保することにあると考えております。かかる目的を達するためには、役員の選任、報酬の決定、経営の監視、コンプライアンスの実施等により、経営に対する監督並びに監査等が実効的に行われることが肝要であり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることについて、経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

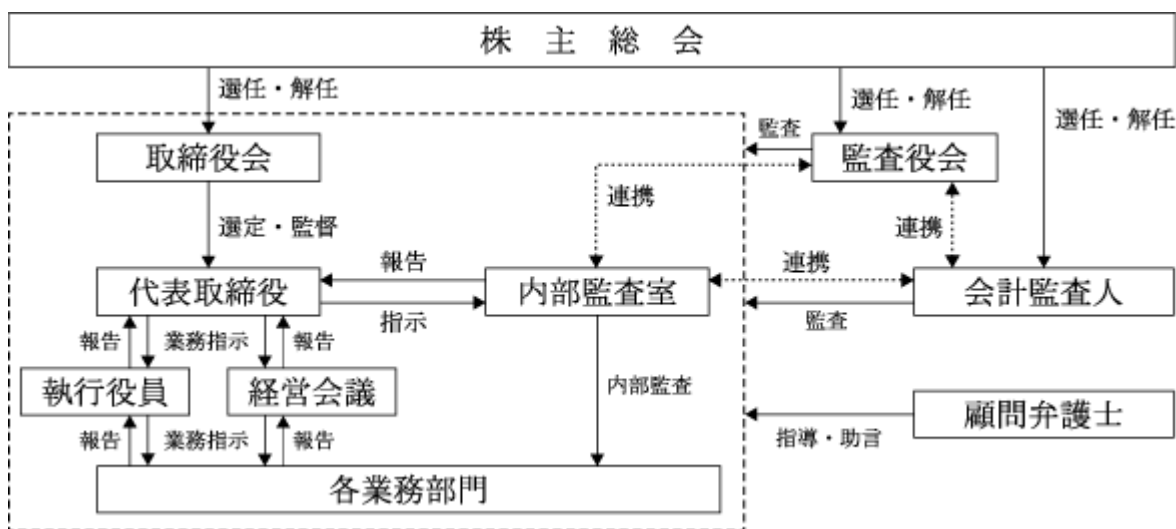
また、当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、執行役員制度を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化を図っております。加えて、社外監査役(3名)及び社外取締役(2名)により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

A. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。合わせて社長直轄の内部監査室を設置し、経営に対する監督の強化を図るとともに、執行役員制度を導入して、経営の効率化・迅速化を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役10名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

・ 経営会議

当社では、毎週1回、原則として常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会からの委嘱事項及び経営上の重要な事項に関する審議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

・ 執行役員制度

当社では権限委譲による意思決定の迅速化を図り、経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。13名(うち8名は取締役兼務)の執行役員は、取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

・ 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は3名で構成され、3名とも社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。

監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

B . 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの基本方針を定めております。この方針は、平成18年5月17日に取締役会にて制定し、その後平成20年9月17日、平成21年8月19日及び平成22年8月31日開催の取締役会においてその一部を改定し、システム充実にに向けた取り組みを進めております。

・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書(電磁的媒体によるものも含む)によって適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取り締り報告を行う。

・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- ロ) 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。
- ハ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害・損失の拡大を防止しこれを最小限にとどめるための体制を整備する。

二) 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

ホ) 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、監査役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

・取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 取締役会は、執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および適切な業務執行の監督を行う。執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。

ロ) 中期経営計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定するとともに、定期的実施状況をモニタリングし、その結果並びに取締役及び執行役員の業務執行状況を取締役会に対し適宜報告する。

ハ) 取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。

二) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規則に定めるところによる。

・取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) コンプライアンス基本方針、コンプライアンス行動指針、コンプライアンス規程その他社内規則に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。

ロ) 内部通報規程その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。

ハ) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

二) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。

ロ) コンプライアンス基本方針、コンプライアンス行動指針及び関連規程・規則に基づき、当社及び子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

イ) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に

係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

- ロ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

・ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項、並びに当該補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
- ロ) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

・ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ) 取締役、執行役員及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役、執行役員及びその他使用人に対して報告を求めることができる
- ロ) 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門・組織は、監査役に対して報告を行う。

・ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 監査役は、会計監査人、内部監査を担当する部門・組織、子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ロ) 監査役は、経営会議その他重要な社内会議に出席し、その議事録を閲覧、謄写することができる。
- ハ) 取締役社長と監査役会との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行える体制とする。

C．リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行ない、対応策を検討実施し、取組み状況をチェックしております。

D．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎え、また、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約の概要は次のとおりであります。

契約内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額と次の各号に定める金額の合計額のうち、いずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとします。

．次に掲げる額の合計額に2を乗じて得た額

イ) 責任の原因となる事実が生じた日(当該事実が生じた日が2日以上ある場合には最も遅い日とする)の属する乙の事業年度及びその前の各事業年度において、社外取締役及び社外監査役(以下、甲という。)が報酬その他の職務遂行の対価として会社(以下、乙という。)から受けるべき財産上の利益(ただし、次のロに定めるものを除く)の額の事業年度ごとの合計額(当該事業年度の期間が1年でない場合にあつては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額)のうち、最も高い額。

ロ) 甲が乙から受けた退職慰労金の額及び退職慰労金と同様の性質を有する財産上の利益の額の合計額を2で除して得た額。

．甲が有利発行を受けた新株予約権(職務執行の対価として乙から受けたものを除く)を社外取締役及び社外監査役就任後に行使したときは、当該新株予約権行使時における株式の時価から1株当たりの新株予約権の払込金額(無償で付与されたものでない場合)及び権利行使価額の合計を控除して得た額(零未満である場合にあつては、零)に当該新株予約権行使により交付を受けた株式数を乗じて得た額。甲が有利発行を受けた新株予約権を社外取締役及び社外監査役就任後に譲渡したときは、各新株予約権の譲渡価額からその新株予約権の払込金額を控除した額に譲渡した新株予約権の数を乗じた額。

内部監査及び監査役の監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者を2名配置しております。内部監査室は、監査対象からの独立性を確保しながら、代表取締役の考え、経営方針、業務指示が適切に社内に伝達され、浸透しているか確認し、業務全体の効率性と有効性を監査しております。なお、発見された事項については、代表取締役へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めております。

また、内部監査室、監査役会及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査役会や会計監査人に報告し、情報を共有化しております。また、監査役会と会計監査人との間で、四半期毎に定期的及び随時監査に係る会議を開催し、主要勘定、現在の会計処理を適確に把握するとともに、当該内容に基づき監査役監査を実施しております。会計監査人の実施した監査結果については、監査役会及び内部監査担当者へ報告されており、その他の情報交換も行っております。

社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を2名、監査役3名を選任しております。また監査役は全員が社外監査役であります。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外からの客観的かつ中立な立場での経営監視機能が重要であると考えており、社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し、第三者の立場で提言を行い、社外監査役は定期的に監査を実施することによって、外部からの経営監視機能の実効性を十分に確保しております。

社外取締役辻野晃一郎氏は、グローバル企業の経営者としての経験、実績、技術を始めとした各領域での専門性、国際性を有しており、取締役会の意思決定に際して適切な助言を行うことができるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の取引先であるアレックス株式会社の代表取締役社長兼CEOを兼任しておりますが、同社と当社との間に株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれのある取引はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。また、同氏はグリンスパイア株式会社の代表取締役及び株式会社A O I P r o . の社外取締役を兼任しておりますが、同二社と当社との間に資本及び重要な取引等の関係はありません。

社外取締役吉田正樹氏は、長年エンターテインメント業界に精通し、過去に当社社外監査役、社外取締役及び顧問として公正かつ客観的な立場から適切な助言をいただいております。取締役会の意思決定に際して適切な助言を行うことができるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の取引先である株式会社ワタナベエンターテインメント代表取締役会長を兼任しておりますが、同社と当社との間に資本及び重要な取引等の関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。また、同氏は株式会社フジテレビジョン（現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス）の出身者であります。同社及び同社グループ会社と当社との間に株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれのある取引はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

また、社外取締役である辻野晃一郎、吉田正樹、社外監査役である大澤哲夫、清水博、及び井上昌治と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係はありません。

なお、当社は社外監査役である大澤哲夫を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するため、当社からの独立性に関する基準又は方針はいずれも定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立性の判断基準を参考にしております。

提出会社の役員報酬等

A．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	110,849 (3,600)	110,849 (3,600)	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,049 (14,049)	14,049 (14,049)	3 (3)
合計	124,899 (17,649)	124,899 (17,649)	12 (4)

- (注) 1．上記金額の他に、使用人兼務取締役に対して支給した使用人分給与相当額の総額(賞与含む)は、82,500千円であります。
- 2．当事業年度末の取締役は8名、監査役は3名であります。
- 3．上記には退任した取締役1名を含みます。

B．役員ごとの報酬等の総額

1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

C．役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬については、企業業績と企業価値の継続的な向上を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としております。

取締役の報酬は、会社業績に連動して決定することを方針とし、取締役会の委任を受けて社長が決定しております。

監査役の報酬は、その職務の独立性という観点から、業績連動を伴わない固定報酬とし、監査役会にて決定しております。

なお、上記取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬の総額の範囲内に設定し、運用しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 竹野俊成

公認会計士 玉井哲史

公認会計士 石井誠

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名

その他 7名

取締役の定数

当社の取締役は、3名以上とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また、その選任決議は累積投票によらない旨、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

・ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当金等会社法459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図るためであります。

・ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,500	1,500	20,000	3,700

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

上場申請に係るコンフォートレター作成業務に対し、対価を支払っております。

当事業年度

幹事証券からの質問への対応業務等を委託し、その対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年9月1日から平成24年8月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第12期事業年度の財務諸表 優成監査法人

第13期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の氏又は名称

優成監査法人

新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日 平成23年11月28日

(3) 監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合

異動監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成22年11月24日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

平成23年11月28日開催予定の第12期定時株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴う異動であります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

また、上記団体が行う各種会計セミナー等に積極的に参加するなど、最新の会計情報の収集に努めております。

1【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	721,316	1,862,209
売掛金	1,214,723	1,752,044
仕掛品	20,728	4,268
原材料及び貯蔵品	123	228
前払費用	30,207	109,213
短期貸付金	-	197,936
繰延税金資産	128,277	168,893
その他	4,110	33,402
貸倒引当金	6,076	6,123
流動資産合計	2,113,411	4,122,073
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,325	217,579
減価償却累計額	12,746	36,051
建物（純額）	8,579	181,527
工具、器具及び備品	69,419	130,375
減価償却累計額	45,266	68,568
工具、器具及び備品（純額）	24,152	61,807
リース資産	25,920	45,880
減価償却累計額	14,640	25,868
リース資産（純額）	11,280	20,011
有形固定資産合計	44,011	263,346
無形固定資産		
ソフトウェア	98,008	50,641
その他	657	657
無形固定資産合計	98,665	51,298
投資その他の資産		
関係会社株式	-	247,602
その他の関係会社有価証券	-	75,000
出資金	600	600
関係会社長期貸付金	-	13,600
破産更生債権等	240	-
長期前払費用	690	1,434
繰延税金資産	87,522	189,522
敷金及び保証金	174,264	424,797
貸倒引当金	240	-
その他	-	2,000
投資その他の資産合計	263,077	954,557

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
固定資産合計	405,755	1,269,202
資産合計	2,519,166	5,391,275
負債の部		
流動負債		
買掛金	138,417	427,070
1年内償還予定の社債	35,000	-
1年内返済予定の長期借入金	66,400	30,000
リース債務	8,901	7,305
未払金	135,345	324,999
未払費用	9,592	17,990
未払法人税等	467,176	1,124,308
未払消費税等	76,601	137,804
前受金	72,895	100,906
預り金	11,507	18,387
賞与引当金	62,557	84,476
流動負債合計	1,084,396	2,273,250
固定負債		
長期借入金	117,000	120,000
リース債務	2,798	13,099
その他	9,800	8,498
固定負債合計	129,598	141,598
負債合計	1,213,995	2,414,848
純資産の部		
株主資本		
資本金	583,850	902,180
資本剰余金		
資本準備金	280,815	597,935
資本剰余金合計	280,815	597,935
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	440,505	2,063,006
利益剰余金合計	440,505	2,063,006
自己株式	-	588,056
株主資本合計	1,305,170	2,975,066
新株予約権	-	1,360
純資産合計	1,305,170	2,976,427
負債純資産合計	2,519,166	5,391,275

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
売上高	5,664,942	15,209,816
売上原価	3,385,912	9,380,063
売上総利益	2,279,029	5,829,753
販売費及び一般管理費	1, 2 1,317,311	1, 2 3,019,089
営業利益	961,717	2,810,663
営業外収益		
受取利息	110	3 1,948
為替差益	-	1,373
業務受託料	-	3 9,415
その他	-	620
営業外収益合計	110	13,357
営業外費用		
支払利息	3,556	1,917
社債利息	627	73
自己株式取得費用	-	2,299
寄付金	6,000	-
その他	493	60
営業外費用合計	10,678	4,350
経常利益	951,149	2,819,671
特別利益		
貸倒引当金戻入額	18,090	-
特別利益合計	18,090	-
特別損失		
固定資産除却損	4 19,473	4 2,070
子会社株式評価損	-	2,417
子会社清算損	-	2,082
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	9,958	-
特別損失合計	29,432	6,570
税引前当期純利益	939,807	2,813,101
法人税、住民税及び事業税	457,233	1,333,217
法人税等調整額	67,415	142,616
法人税等合計	389,818	1,190,600
当期純利益	549,989	1,622,501

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)		当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	16,309	0.4	8,562	0.1
労務費		899,951	24.2	1,381,501	14.4
経費		2,805,879	75.4	8,221,307	85.5
当期総製造費用		3,722,139	100.0	9,611,372	100.0
期首仕掛品たな卸高		4,687		20,728	
合計		3,726,827		9,632,100	
期末仕掛品たな卸高		20,728		4,268	
他勘定振替高	2	320,186		247,768	
当期売上原価		3,385,912		9,380,063	

1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
支払手数料	1,310,875千円	4,929,637千円
外注費	619,439千円	1,259,773千円
ライセンス使用料	203,975千円	1,023,807千円
サーバ管理費	299,878千円	357,866千円
賃借料	125,471千円	253,703千円

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
研究開発費	194,689千円	220,832千円
広告宣伝費	14,684千円	22,481千円
ソフトウェア仮勘定	109,015千円	千円
その他	1,796千円	4,455千円
合計	320,186千円	247,768千円

3. 原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	583,250	583,850
当期変動額		
新株の発行	600	318,330
当期変動額合計	600	318,330
当期末残高	583,850	902,180
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	280,215	280,815
当期変動額		
新株の発行	600	317,120
当期変動額合計	600	317,120
当期末残高	280,815	597,935
資本剰余金合計		
当期首残高	280,215	280,815
当期変動額		
新株の発行	600	317,120
当期変動額合計	600	317,120
当期末残高	280,815	597,935
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	109,483	440,505
当期変動額		
当期純利益	549,989	1,622,501
当期変動額合計	549,989	1,622,501
当期末残高	440,505	2,063,006
利益剰余金合計		
当期首残高	109,483	440,505
当期変動額		
当期純利益	549,989	1,622,501
当期変動額合計	549,989	1,622,501
当期末残高	440,505	2,063,006
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	589,969
自己株式の処分	-	1,913
当期変動額合計	-	588,056

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
当期末残高	-	588,056
株主資本合計		
当期首残高	753,981	1,305,170
当期変動額		
新株の発行	1,200	635,450
当期純利益	549,989	1,622,501
自己株式の取得	-	589,969
自己株式の処分	-	1,913
当期変動額合計	551,189	1,669,895
当期末残高	1,305,170	2,975,066
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,360
当期変動額合計	-	1,360
当期末残高	-	1,360
純資産合計		
当期首残高	753,981	1,305,170
当期変動額		
新株の発行	1,200	635,450
当期純利益	549,989	1,622,501
自己株式の取得	-	589,969
自己株式の処分	-	1,913
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,360
当期変動額合計	551,189	1,671,256
当期末残高	1,305,170	2,976,427

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	939,807	2,813,101
減価償却費	52,846	118,005
貸倒引当金の増減額(は減少)	18,090	192
賞与引当金の増減額(は減少)	8,679	21,919
受取利息及び受取配当金	110	1,948
支払利息	3,556	1,917
社債利息	627	73
為替差損益(は益)	-	1,306
固定資産除却損	19,473	2,070
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	9,958	-
売上債権の増減額(は増加)	623,501	537,081
たな卸資産の増減額(は増加)	16,068	16,354
仕入債務の増減額(は減少)	2,479	288,652
未払金の増減額(は減少)	30,367	201,045
未払消費税等の増減額(は減少)	57,433	61,203
その他	8,301	36,287
小計	475,762	2,947,526
利息及び配当金の受取額	110	705
利息の支払額	4,441	1,957
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	136	685,802
営業活動によるキャッシュ・フロー	471,295	2,260,471
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付けによる支出	-	221,936
短期貸付金の回収による収入	-	24,000
関係会社長期貸付けによる支出	-	27,600
関係会社長期貸付金の回収による収入	-	500
有形固定資産の取得による支出	2,609	261,496
無形固定資産の取得による支出	90,991	21,984
関係会社株式の取得による支出	-	416,281
関係会社の減資による収入	-	113,616
関係会社の清算による収入	-	47,973
その他の関係会社有価証券の払込による支出	-	75,000
敷金及び保証金の回収による収入	8,654	105,147
敷金及び保証金の差入による支出	-	342,964
その他	-	11,290
投資活動によるキャッシュ・フロー	84,946	1,087,317

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	300,000	-
短期借入金の返済による支出	500,000	-
長期借入れによる収入	200,000	150,000
長期借入金の返済による支出	16,600	183,400
社債の償還による支出	66,000	35,000
リース債務の返済による支出	8,520	11,255
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,200	-
ストックオプションの行使による収入	-	88,050
株式の発行による収入	-	547,400
自己株式の取得による支出	-	589,969
自己株式の売却による収入	-	1,913
財務活動によるキャッシュ・フロー	89,920	32,260
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	296,427	1,140,892
現金及び現金同等物の期首残高	424,889	721,316
現金及び現金同等物の期末残高	721,316	1,862,209

【重要な会計方針】

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

す。

6．収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

7．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(「従業員持株E S O P信託」の導入)

当社は、平成24年6月14日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従ってE S O P信託が保有する当社株式を含む資産及び負債並びに収益及び費用については貸借対照表及び損益計算書に含めて計上しております。

なお、平成24年8月31日現在において信託口が所有する自己株式数は332,500株であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
短期貸付金	千円	197,936千円

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
当座貸越極度額	500,000千円	3,300,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	500,000千円	3,300,000千円

[次へ](#)

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度39%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度61%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
役員報酬	102,499千円	124,899千円
給料手当及び賞与	347,211千円	527,584千円
賞与引当金繰入額	18,178千円	26,912千円
業務委託費	63,346千円	157,956千円
減価償却費	2,399千円	9,587千円
研究開発費	194,689千円	220,832千円
広告宣伝費	290,161千円	1,175,459千円
賃借料	44,357千円	77,637千円
消耗品費	29,749千円	162,627千円

(表示方法の変更)

当事業年度において、「業務委託費」及び「消耗品費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。

2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
	194,689千円	220,832千円

3. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
受取利息	千円	1,565千円
業務受託料	千円	9,415千円

4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
建物	19,294千円	2,070千円
工具、器具及び備品	179千円	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	15,595	4,665,305		4,680,900
自己株式				
普通株式				

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下の通りであります。
新株予約権の行使に伴う増加 8株
株式分割に伴う増加 4,665,297株

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	4,680,900	21,369,100		26,050,000
自己株式				
普通株式(注)2、3		1,128,600	4,300	1,124,300

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下の通りであります。
公募増資による新株発行に伴う増加 229,700株
第三者割当による新株発行に伴う増加 120,300株
株式分割に伴う増加 20,753,600株
新株引受権及び新株予約権の行使に伴う増加 265,500株

2. 普通株式の自己株式の増加事由は、以下の通りであります。

市場からの買取に伴う増加 791,800株
ESOP信託導入に伴う増加 336,800株

3. 普通株式の自己株式の減少事由は、以下の通りであります。

ESOP信託導入による持株会への売却に伴う減少 4,300株

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションと しての新株予約権	普通株式					1,360
合計						1,360

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	当事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
現金及び預金勘定	721,316千円	1,862,209千円
現金及び現金同等物	721,316千円	1,862,209千円

[次へ](#)

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

サーバ設備(工具、器具及び備品)及び車両であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年8月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年8月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	1,483	1,469	13

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年8月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	1,483	1,483	

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
1年内	21	
1年超		
合計	21	

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)	当事業年度 (自平成23年9月1日 至平成24年8月31日)
支払リース料	966	22
減価償却費相当額	825	13
支払利息相当額	24	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
1年内	21,984	1,633
1年超	287	
合計	22,272	1,633

[前へ](#) [次へ](#)

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は社債と銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金及び関係会社長期貸付金は、相手先の信用リスクを伴いますが、貸付先企業の財務状況を定期的に確認しております。

関係会社株式は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式ですが、非上場株式であり市場価格がないことから、定期的に取引先企業の財務状況等を把握しております。

その他関係会社有価証券は、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）であり、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって評価しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は一年以内の支払期日でありませ

ず。
借入金及び社債は、主に運転資金として調達しております。また、ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い営業債権及び短期貸付金、関係会社長期貸付金、関係会社株式について、取引先の状況を定期的に確認し、取引先相手ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より定期的に金融商品に関する情報を収集し見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち44%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。(注) 2. 参照)

前事業年度(平成23年 8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	721,316	721,316	
(2) 売掛金	1,214,723		
貸倒引当金()	6,076		
売掛金(純額)	1,208,647	1,208,647	
資産計	1,929,963	1,929,963	
(1) 買掛金	138,417	138,417	
(2) 未払金	135,345	135,345	
(3) 未払法人税等	467,176	467,176	
(4) 未払消費税等	76,601	76,601	
(5) 預り金	11,507	11,507	
(6) 長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	183,400	183,625	225
(7) 社債	35,000	35,039	39
(8) リース債務	11,700	11,710	10
負債計	1,059,149	1,059,425	276

() 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(平成24年 8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,862,209	1,862,209	
(2) 売掛金	1,752,044		
貸倒引当金()	6,123		
売掛金(純額)	1,745,921	1,745,921	
(3) 短期貸付金	197,936	197,936	
(4) 関係会社長期貸付金(1年内回 収予定の長期貸付金を含む)	27,100	27,111	11
資産計	3,833,166	3,833,178	11

(1) 買掛金	427,070	427,070	
(2) 未払金	324,999	324,999	
(3) 未払法人税等	1,124,308	1,124,308	
(4) 未払消費税等	137,804	137,804	
(5) 預り金	18,387	18,387	
(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	150,000	150,000	
(7) リース債務	20,405	19,759	645
負債計	2,202,976	2,202,330	645

() 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社長期貸付金(1年内回収予定の長期貸付金を含む)

関係会社長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、関係会社長期貸付金には、1年内回収予定の貸付金を含んでおります。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等 (5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価の算定は、変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成23年8月31日	平成24年8月31日
(1) 関係会社株式		247,602
(2) その他の関係会社有価証券		75,000
(3) 出資金	600	600
(4) 敷金及び保証金	174,264	424,797

これらの科目については、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 (5年以内)	5年超
現金及び預金	721,316		
売掛金	1,214,723		

資産計	1,936,040		
-----	-----------	--	--

当事業年度(平成24年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 (5年以内)	5年超
現金及び預金	1,862,209		
売掛金	1,752,044		
短期貸付金	197,936		
関係会社長期貸付金	13,500	13,600	
資産計	3,825,690	13,600	

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
 附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
売上原価		1,088千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用		272千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年10月25日株主総会 新株引受権	平成16年 1月23日株主総会 第1回 ストック・オプション	平成16年 9月26日株主総会 第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員38名	当社取締役 3名 当社従業員79名 社外協力者 8名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員33名 社外協力者 2名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1	普通株式 576,000株	普通株式 1,500,000株	普通株式 1,050,000株
付与日	平成13年11月 9日	平成16年 2月16日 平成16年 4月 7日 平成16年 5月19日 平成16年 9月17日	平成16年10月27日
権利確定条件	権利行使について、従業員は権利行使の時まで、引き続きその地位にあるか、あるいは取締役に就任し、在任していることを条件とする。 権利者の相続人は、新株引受権を行使することができないものとする。 新株引受権の譲渡及び質入れは認めないものとする。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。 当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。 当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年11月10日 至 平成23年10月25日 (注) 2	自 平成18年 1月26日 至 平成26年 1月22日	自 平成18年 9月27日 至 平成26年 9月26日 (注) 3

	平成17年11月24日株主総会 第3回 ストック・オプション	平成20年 4月 2日株主総会 第4回 ストック・オプション	平成21年11月26日株主総会 第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員76名 当社子会社の取締役 2名 当社子会社の従業員 4名 社外協力者 1名	当社従業員55名	当社取締役 5名 当社従業員41名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1	普通株式 448,500株	普通株式 250,500株	普通株式 1,699,500株

	平成17年11月24日株主総会 第3回 ストック・オプション	平成20年4月2日株主総会 第4回 ストック・オプション	平成21年11月26日株主総会 第5回 ストック・オプション
付与日	平成18年6月16日	平成21年3月18日	平成22年9月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」とする。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。</p> <p>新株予約権の発行時において当社の重要な取引先の取締役、執行役員及び使用人であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要するものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、商法並びにその関連法規等に接触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に接触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に接触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年11月25日 至 平成27年11月24日 (注)4	自 平成22年4月3日 至 平成30年4月2日	自 平成23年11月27日 至 平成31年11月26日

	平成24年7月13日取締役会 第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員63名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 135,500株

	平成24年7月13日取締役会 第6回 ストック・オプション
付与日	平成24年7月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」とする。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成34年7月12日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成16年10月30日において、1株を2株とする株式分割を、平成23年4月21日において、1株を300株とする株式分割を、平成24年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 平成20年4月2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成20年11月8日から変更しております。
3. 平成20年4月2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成22年3月26日から変更しております。
4. 平成20年4月2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成23年11月24日から変更しております。
5. 上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」又は「新株予約権割当契約」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年10月25日株主総会 新株引受権	平成16年1月23日株主総会 第1回 ストック・オプション	平成16年9月26日株主総会 第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	72,000	558,000	831,000
権利確定			
権利行使	72,000	495,000	81,000
失効			
未行使残		63,000	750,000

	平成17年11月24日株主総会 第3回 ストック・オプション	平成20年4月2日株主総会 第4回 ストック・オプション	平成21年11月26日株主総会 第5回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末			1,665,000

付与			
失効			
権利確定			1,665,000
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	240,000	183,000	
権利確定			1,665,000
権利行使	115,500	72,000	60,000
失効		3,000	63,000
未行使残	124,500	108,000	1,542,000

	平成24年7月13日取締役会 第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	
付与	135,500
失効	
権利確定	
未確定残	135,500
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 平成16年10月30日において、1株を2株とする株式分割を、平成23年4月21日において、1株を300株とする株式分割を、平成24年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、分割後の株式数によって記載しております。

単価情報

	平成13年10月25日株主総会 新株引受権 (注) 1 (注) 2	平成16年1月23日株主総会 第1回 ストック・オプション (注) 1 (注) 2	平成16年9月26日株主総会 第2回 ストック・オプション (注) 1 (注) 2
権利行使価格 (円)	17	34	100
行使時平均株価 (円)	745	915	942
付与日における 公正な評価単価 (円)			

	平成17年11月24日株主総会 第3回 ストック・オプション (注) 1 (注) 3	平成20年4月2日株主総会 第4回 ストック・オプション (注) 1 (注) 3	平成21年11月26日株主総会 第5回 ストック・オプション (注) 1 (注) 3
権利行使価格 (円)	234	267	267
行使時平均株価 (円)	905	882	629
付与日における 公正な評価単価 (円)			

	平成24年7月13日取締役会 第6回 ストック・オプション (注) 4
権利行使価格 (円)	536
行使時平均株価 (円)	
付与日における 公正な評価単価 (円)	241

(注) 1 . 平成16年10月30日において、1株を2株とする株式分割を、平成23年4月21日において、1株を300株とする株

- 式分割を、平成24年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプションの権利行使価格は分割後の数字によっております。
2. 「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。
 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。
 4. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 - (1) 使用した算定技法
ブラック・ショールズ式
 - (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法
 - 株価変動性 74.55%
当社上場日から平成24年6月30日までの株価実績に基づき算定しております。
 - 予想残存期間 6年
十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 - 予想配当率 0%
直近の配当実績によっております。
 - 無リスク利子率 0.295%
予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。
 5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
 6. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 387,859千円
 - (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 143,561千円

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別の内訳

	前事業年度 (平成23年 8月31日)	当事業年度 (平成24年 8月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税否認額	35,761千円	79,435千円
未払事業所税否認額	1,585千円	2,514千円
貸倒引当金否認額	2,472千円	2,186千円
賞与引当金否認額	25,454千円	32,109千円
賞与引当金社会保険料否認額	3,204千円	4,047千円
前受金益金算入	58,882千円	41,584千円
売上原価否認額	5,911千円	千円
その他	166千円	10,994千円
評価性引当額	2,422千円	2,121千円
繰延税金資産(流動)計	131,017千円	170,751千円
繰延税金負債(流動)		
前払費用認定損	2,739千円	1,857千円
繰延税金負債(流動)計	2,739千円	1,857千円
繰延税金資産(流動)と 繰延税金負債(流動)の純額	128,277千円	168,893千円
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	69,847千円	185,598千円
固定資産除却損否認額	7,922千円	千円
資産除去債務	9,654千円	3,924千円
投資有価証券評価損否認額	18,310千円	16,037千円
その他	97千円	1,052千円
評価性引当額	18,310千円	17,089千円
繰延税金資産(固定)計	87,522千円	189,522千円
繰延税金資産(固定)の純額	87,522千円	189,522千円
繰延税金資産の純額計	215,799千円	358,416千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来40.69%となっておりましたが、平成24年9月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。なお、この税率変更に伴う影響額は軽微であります。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ソーシャルアプリと自社コンテンツを提供するソーシャル事業、PC・モバイルのWebサイト開発、Webサイトの統合、Webサイトの移管を行うSI事業、大規模・高負荷対応インフラ「DSAS（ディーサス）」サービスの提供と当社で受託したシステム・コンテンツサイト・共同コンテンツサイトの運営を行うホスティング事業と当社が培った技術やノウハウを製品化し、ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとして提供するライセンス事業から構成されるクラウド&ライセンス事業を主たる事業としております。

したがって、当社は、提供する製品・サービスを基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「ソーシャル事業」「SI事業」「クラウド&ライセンス事業」の3つの報告セグメントに分類しております。

各セグメントに属するサービスの種類は、以下のとおりであります。

報告セグメント	事業の内容
ソーシャル事業	ソーシャルゲーム、ソーシャルアプリ、その他自社コンテンツの提供
SI事業	PC・モバイルのWebサイト開発、統合、移管などを大手コンテンツプロバイダーなどに向けて提供
クラウド&ライセンス事業	クラウドサービス、ソフトウェアパッケージ、アプリケーションサービスの製品販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	ソーシャル 事業	SI事業	クラウド& ライセンス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,566,800	1,249,277	844,836	5,660,914	4,027	5,664,942
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	3,566,800	1,249,277	844,836	5,660,914	4,027	5,664,942
セグメント利益 又は損失()	1,380,955	517,052	381,313	2,279,321	292	2,279,029

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告販売代理収入等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っておりません。

3. セグメント資産、負債その他の項目の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	ソーシャル 事業	SI事業	クラウド& ライセンス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	13,769,888	1,062,163	377,165	15,209,216	600	15,209,816
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	13,769,888	1,062,163	377,165	15,209,216	600	15,209,816
セグメント利益 又は損失()	5,280,694	541,853	12,548	5,835,096	5,343	5,829,753

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告販売代理収入等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っておりません。

3. セグメント資産、負債その他の項目の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ディー・エヌ・エー	2,517,507	ソーシャル事業
グリー株式会社	687,046	ソーシャル事業

当事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ディー・エヌ・エー	9,567,402	ソーシャル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての非連結子会社及び関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社及び関連会社であるため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

(1)関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社

前事業年度(自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	K L a b Global P t e . Ltd.	シンガポール	200,000SGD	ゲームのパブリッシング	所有直接100%	役員の兼任資金の援助	資金の貸付(注) 2 利息の受取	191,936 1,010	短期貸付金(注) 2 その他流動資産	191,936 1,010

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2)親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
1株当たり純資産額	55.77円	119.36円
1株当たり当期純利益金額	23.51円	63.78円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	59.11円

- (注) 1. 当社株式は、平成23年 9月27日をもって、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、当事業年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、平成23年 4月21日付で普通株式 1株につき300株の株式分割及び平成24年 2月 1日付で普通株式 1株につき 5株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 前事業年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	549,989	1,622,501
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	549,989	1,622,501
普通株式の期中平均株式数(株)	23,398,747	25,438,512

項目	前事業年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	当事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		2,012,353
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5種類(新株予約権の数 1,855個) 新株引受権 1種類(新株引受権の株式の数 14,400株) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 1種類(新株予約権の数1,355個) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 278円83銭

1株当たり当期純利益金額 117円53銭

(重要な後発事象)

1. 株式取得による会社等の買収

当社は、平成24年8月16日開催の取締役会においてメディアインクルーズ株式会社の株式を取得することを決議し、下記の通り取得いたしました。

(1) 目的

ゲーム開発力の強化を目的とするものです。

(2) 株式取得の相手先

代表取締役社長 小川 昌幸 他

(3) 買収する会社の名称、事業内容、規模

商号 メディアインクルーズ株式会社

主な事業内容 ソーシャル事業の企画・開発・制作・運営、受託開発/共同開発

資本金 27百万円

(4) 株式取得の時期

平成24年9月3日

(5) 取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数 2,227株

取得価額 379百万円

取得後の所有割合 100%

(6) 支払資金の調達及び支払方法

自己資金により充当

2. 行使価額修正条項付き第1回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結について

平成24年11月21日開催の取締役会に基づき、行使価額修正条項付き第1回新株予約権（第三者割当て）を発行し、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたしました。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式3,650,000株

(2) 新株予約権の個数 3,650個

(3) 発行価額 新株予約権1個当たり 8,820円

(4) 発行価額の総額 32,193,000円

(5) 当該発行による潜在株式数 3,650,000株

上限行使価額はありません。

下限行使価額は448円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、3,650,000株です。

(6) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）

2,472,000千円（差引手取概算額）

(7) 行使価額及び行使価額の修正条件

当初行使価額 671円

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

(8) 募集又は割当方法 第三者割当ての方法による

(9) 発行期日 平成24年12月10日

(10) 行使期間 平成24年12月11日～平成26年12月11日

(11) 割当先 メリルリンチ日本証券株式会社

(12) その他

第三者割当て契約において、行使価額修正条項付き第1回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

(13) 使途

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
新規モバイルオンラインゲームの企画及び開発に係る人件費及び外注加工費	1,000,000	平成25年3月～平成27年3月
海外展開のための立上げ費用（新規オフィス賃貸、人材採用、その他設立関係諸費用等）	272,000	平成25年3月～平成27年3月
新規モバイルオンラインゲームに係るマーケティング及びPR費用	1,200,000	平成25年3月～平成27年3月

3. 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

平成24年11月21日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成24年11月28日開催予定の第13回当社定時株主総会で選任されることを条件として当社の取締役（社外取締役を含む）に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式260,500株

(2) 本新株予約権の総数 2,605個

(3) 払込金額 900円/個（総額2,344,500円）

(4) 行使価額 559円/株（総額145,619,500円）

(5) 行使期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日

(6) 資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 本新株予約権の割当を受ける者及び割当数

当社取締役（社外取締役含む）10名 2,605個

なお、上記の者が当社の平成24年11月28日開催予定の第13回当社定時株主総会で取締役に選任されることを条件とします。

(8) 割当日 平成24年12月10日

(9) 払込期日 平成24年12月10日

4. 自己株式の取得

当社は、平成24年11月21日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

今後の業績拡大に備えた投資資金の確保と資本効率の向上を検討するなかで、エクイティ・ファイナンスと自己株式の取得を同時期に実施するという前記2及び3を含む本スキームの選択となりました。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,000,000株（上限）
株式の取得価額の総額	500百万円（上限）
取得する期間	平成24年11月22日～平成25年2月21日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	21,325	199,795	3,541	217,579	36,051	24,776	181,527
工具、器具及び備品	69,419	62,052	1,096	130,375	68,568	24,397	61,807
リース資産	25,920	19,960		45,880	25,868	11,228	20,011
有形固定資産計	116,664	281,807	4,637	393,834	130,487	60,403	263,346
無形固定資産							
ソフトウェア	121,836	10,235	685	131,386	80,745	57,602	50,641
その他	657			657			657
無形固定資産計	122,493	10,235	685	132,043	80,745	57,602	51,298
長期前払費用	690	1,134	390	1,434			1,434

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	増加額		減少額	
	内容	金額(千円)	内容	金額(千円)
建物	増床等に伴う設備	199,795		
工具、器具及び備品	増床等に伴う設備	62,052		

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第3回無担保社債	平成20年 11月21日	35,000		0.95	無	平成23年 11月21日
合計		35,000				

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	66,400	30,000	0.93	
1年以内に返済予定のリース債務	8,901	7,305	5.63	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	117,000	120,000	0.93	平成25年～29年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,798	13,099	5.35	平成25年～27年
合計	195,100	170,405		

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	30,000	30,000	30,000	30,000
リース債務	4,872	8,227		

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,316	170	238	123	6,123
賞与引当金	62,557	84,476	62,557		84,476

- (注1) 引当金の計上理由及び金額の算定方法は、重要な会計方針に記載しております。
(注2) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び個別債権の戻入額によるものです。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	194
預金	
普通預金	1,697,444
別段預金	164,570
小計	1,862,014
合計	1,862,209

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ディー・エヌ・エー	781,197
株式会社バンダイナムコゲームス	218,823
Apple inc.	152,942
株式会社ミクシィ	135,830
株式会社カブコン	118,884
その他	344,365
合計	1,752,044

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
1,214,723	10,792,432	10,255,111	1,752,044	85.4	50

(注) 当期発生高と損益計算書売上高との差額は、手数料等及び売上高に係る消費税等であります。

八．仕掛品

品目	金額(千円)
SI事業	4,268
合計	4,268

二．原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
収入印紙	228
合計	228

ホ．繰延税金資産

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

固定資産

敷金及び保証金

区分	金額(千円)
事務所賃借にかかる敷金	419,277
社宅賃借に係る敷金	820
その他	4,700
合計	424,797

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社集英社	181,815
株式会社IDCフロンティア	16,731
レバレジーズ株式会社	14,566
グルーヴ・ギア株式会社	11,971
ポールトゥウイン株式会社	10,316
その他	191,668
合計	427,070

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ディー・エヌ・エー	46,786
株式会社博報堂	28,665
株式会社CyberZ	28,243
未払給与	15,244
港社会保険事務所	12,826
その他	193,233
合計	324,999

ハ．未払法人税等

相手先	金額(千円)
法人税	757,752
事業税	208,986
住民税	157,569
合計	1,124,308

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,581,423	7,642,282	11,625,747	15,209,816
税引前四半期(当期) 純利益金額(千円)	999,937	2,107,629	2,734,764	2,813,101
四半期(当期) 純利益金額(千円)	584,245	1,224,932	1,594,254	1,622,501
1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	23.61	48.36	62.45	63.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額(円)	23.61	24.73	14.25	1.12

(注) 1. 平成24年2月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月28日 8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載URL http://www.klab.com/jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会決議により、事業年度の変更いたしました。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日

なお、第14期事業年度については、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヵ月となります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)平成23年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第2四半期(自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)平成24年4月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第3四半期(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)平成24年7月13日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書の訂正報告書

事業年度 第13期第1四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)平成24年4月9日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)平成24年4月10日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成23年12月21日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成24年4月18日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成24年11月20日関東財務局に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

平成24年6月14日、平成24年7月24日、平成24年8月8日、平成24年9月21日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約券の第三者割当における有価証券届出書

平成24年11月21日に関東財務局に提出

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年8月23日に提出した有価証券届出書に係る訂正届出書を平成23年9月6日及び9月15日関東財

務局長に提出。

平成24年11月21日に提出した有価証券届出書に係る訂正届出書を平成23年11月22日に関東財務局に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年11月28日

K L a b株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹野 俊成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	玉井 哲史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 誠

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、K L a b株式会社の平成24年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、K L a b株式会社が平成24年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。